

平成29年第4回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	12	12	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会議録署名議員指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・町長提出議案の一括上程</li> <li>・町長提出議案の提案理由説明</li> <li>・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）</li> </ul>
第2日		13	水	午前10時	・一般質問
				休 会	・各常任委員会
第3日	14	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員会報告及び質疑</li> <li>・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）</li> <li>・閉会</li> </ul>	

第 1 号

1 2 月 1 2 日 (火)

## 平成29年4回美里町議会定例会会議録（第1号）

平成29年12月12日(火)

午前10時00分開会

### 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 9番 上村則幸 議員 10番 福田秀憲 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 (1)議長

(2)町長

(3)監査委員

(4)総務常任委員会委員長

(5)経済建設常任委員会委員長

(6)社会文教常任委員会委員長

(7)宇城広域連合議会議員

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第70号から議案第82号及び同意第16号、同意第17号、諮問第1号）

日程第5 町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第70号 美里町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

日程第7 議案第71号 美里町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第72号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第73号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第74号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の策定について

日程第11 議案第75号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第76号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第77号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第7号）

日程第14 議案第78号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第79号 平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第80号 平成29年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第17 議案第81号 平成29年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正  
予算 (第2号)

日程第18 議案第82号 平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算 (第2号)

2. 出席議員 (12名)

1番	光井博幸君	2番	今田政行君
3番	坂田竜義君	4番	濱田憲治君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	吉田美好君	8番	渡邊義文君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	吉田起登君	12番	中川政司君

3. 欠席議員 (なし)

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	上田隆信君
教育長	吉永公力君	総務課長	吉住慎二君
企画情報課長	大西茂君	税務課長	中嶋春彦君
住民課長	向山照美君	福祉課長	中村武志君
健康窓口課長	山田輝臣君	経済課長	宮寄幸仁君
林務観光課長	下田幸輔君	建設課長	長井寿浩君
水道衛生課長	北島浩徳君	会計課長	田上和則君
教育課長	倉田辰実君		

5. 事務局職員出席者

事務局長	福島繁君	書記	津田里美子君
------	------	----	--------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年第4回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員指名

○議長（中川政司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番、上村則幸君、10番、福田秀憲君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中川政司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

12月1日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、吉田起登君。

○議会運営委員長（吉田起登君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の委員長報告をいたします。

平成29年12月1日、金曜日、午後2時より中央庁舎議会委員会室において議会運営委員会を開いておりますので、その報告をいたします。

出席者は議会より、中川議長、吉田美好総務常任委員長、松永正憲経済建設常任委員長、渡邊義文社会文教常任委員長と私吉田と、執行部より、上田泰弘町長と上田隆信副町長、吉住総務課長、事務局より、福島事務局長と津田参事出席のもと行っております。

議題につきましては、5案件。最初に、執行部提出議案について、吉住総務課長より条例関係7件、予算関係6件、その他3件、計16件について説明がっております。

次に、議員提出議案、請願・陳情・意見書等につきましては、団体等からの請願等はあっておりません。町長より議長へ、「道路事業予算の総額確保等に関する要望及び補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書の提出について」の依頼がっております。このことを審議し、松永経済建設常任委員長より提案することを決定いたしております。

次に、一般質問につきまして、3名の議員から通告がっております。吉田美好議員、濱田憲治議員、坂田竜義議員の3名であります。質問順につきましては、抽選により、坂田竜義議員、吉田美好議員、濱田憲治議員の順で行います。

次に、日程・会期等につきましては、執行部提出議案と一般質問等を踏まえた上で、会期を会期予定表(案)のとおり、12月12日より12月14日までの3日間と決定いたしました。日程の内容につきましては、議案集の議事予定表(案)をご覧ください。

12月12日、本日1日目は諸般の報告、議長・町長・監査委員、その後、各委員会ごとに研修を行っておりますので、総務常任委員長、経済建設常任委員長、社会文教常任委員長の報告、その後、宇城広域連合議会議員の報告があります。次に、日程第4、町長提出議案の一括上程、議案第70号から議案第82号及び同意第16号、同意第17号、諮問第1号まで。次に、日程第5、町長提出議案の提案理由の説明、その後、議案審議となっております。日程第6、議案第70号「美里町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」より、日程第12、議案第76号「美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」まで、内容説明、質疑、討論、採決を行います。次に、日程第13、議案第77号「平成29年度美里町一般会計補正予算(第7号)」より、日程第18、議案第82号「平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算(第2号)」までを一括議題とし、内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行います。

12月13日、2日目は一般質問となっております。坂田竜義議員、吉田美好議員、渡邊義文議員の順番で行います。その後は休会とし、各常任委員会を各常任委員長の指示のもと、行ってください。失礼いたしました。12月13日、2日目は一般質問となっております。坂田竜義議員、吉田美好議員、濱田憲治議員の順番で行います。

3日目、12月14日最終日は、各常任委員長報告及び質疑を行います。次に、日程第13、議案第77号「平成29年度美里町一般会計補正予算(第7号)」より、日程第18、議案第82号「平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算(第2号)」までを再度上程し、内容説明が終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。次に、日程第19、同意第16号「美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて」より、日程第22、発議第2号「道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について」まで、内容説明・質疑・討論・採決を行います。

以上で、12月1日に行われました議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長(中川政司君) 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

皆さんにお諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日12月12日から12月14日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。したがいまして、会期は本日12月12日から12月14日までの3日間に決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（中川政司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から9月定例会後の報告を行います。

9月19日、国会陳情要望事項宇城地域振興局長へ事前協議に吉田副議長とともに出席をいたしました。

23日、宇城上益城地域統一畜産共進会緑川ダムに出席をいたしました。

25日、荒木嘉島町長の全国町村会会長就任祝賀会にホテル日航熊本へ出席をいたしました。

26日、宇城広域連合議会議案事前説明会を吉田美好議員とともに出席をいたしております。

27日から29日にかけて、国会陳情を行っております。27日、国会陳情、28日は議会合同研修で宮城県女川町、美里町に行っております。29日は、同じく福島県環境創造センターを視察いたしております。

10月2日、ふるさと祭り・やまびこ祭り実行委員会の会議に出席をいたしております。

3日、神奈川県清川村常任委員会の合同視察があり、吉田副議長、濱田経済建設副委員長とともに対応をいたしております。

4日、町村議長会議員研修会が文化センターひびきで行われ、議員の皆様とともに出席をいたしております。

6日、宇城広域連合議会定例会があり、吉田美好議員とともに出席をいたしました。

8日、町民体育祭がカントリーパークであり、出席をいたしております。

11日、三本松甲佐線整備促進期成会の総会が中央庁舎で行われ、今田議員とともに出席をいたしました。

13日、第2回議会臨時会を開催いたしております。その後に、第3回全員協議会を開催いたしております。

15日、中央中学校の文化祭に中央地区の議員の皆さんとともに出席をいたしました。

18日から19日にかけて、総務常任委員会研修に佐賀県みやき町防災センター及び全国過疎問題シンポジウムに出席をいたしております。

21日、石段の郷温泉まつり、道の駅美里「佐俣の湯」に出席をいたしております。

22日、中央ライオンズクラブの結成20周年記念式典及び祝賀会に出席をいたしております。

31日、浜戸川改修促進期成会の要望活動に県庁及び国土交通省熊本河川事務局及び九州地方整備局に出席をいたしております。

11月1日、美里町教育の日の講演会に文化センターひびきに出席をいたしております。

3日、美里町文化祭が文化センターひびきで行われ、出席をいたしております。

4日、美里町物産館開館5周年記念感謝祭「よんなっせ」に議員の皆さんとともに出席をいたしております。

6日、小川嘉島線整備促進期成会要望活動について、県庁のほうに出席をいたしております。

7日、美里町農業振興地域整備促進協議会の会議を開催いたしております。

11月9日、平成29年第3回美里町議会臨時会を開催いたしております。同じく、その日に第4回美里町全員協議会を開催いたしております。同じく、その日に町村議長会理事会及び郡事務局長合同会議が芦北町役場で行われ、出席をいたしております。

10日、同じく町村議長会理事会及び郡事務局長合同会議が芦北町で行われ、出席をいたしております。

12日、モーモーフェスティバルが屋内ゲートボール場であり、議員の皆さんとともに出席をいたしております。

13日、三本松甲佐線整備促進期成会要望活動を熊本土木事務所であり、今田議員とともに出席をいたしております。

14日から15日にかけて、全国過疎連盟定期総会に出席をいたしております。

18日、アタック・ザ・日本一に出席をいたしております。

20日から22日にかけて、地方自治施行70周年記念式典が東京国際フォーラムであり、出席をいたしております。同じく第61回町村議長全国大会がNHKホールであり、その後、県選出国會議員に要望活動を行っております。

25日、宇城植樹祭が宇土市椿原つつじヶ丘公園であり、出席をいたしております。

28日から30日にかけて、宇城広域連合議會議員視察研修を行っております。吉田美好議員とともに出席をいたしました。28日は、小牧市の岩倉衛生組

合、29日は田原リサイクルセンター、西尾市のクリーンセンター、30日には稲沢市の環境センターを視察いたしております。

12月1日、議会運営委員会が開催されております。

4日、美里町介護保険事業計画策定委員会が砥用庁舎で行われ、今田議員とともに出席をいたしました。

6日、美里町老人クラブ大会が文化センターひびきで行われ、出席をいたしました。

10日、第14回美里町駅伝競走大会の開会式及び閉会式に出席をいたしました。

最後に、毎年提出されております「美里町教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果報告書」が11月29日に提出されております。皆様のお手元に配布しておりますので、後でご覧いただきたいと思っております。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

**○町長（上田泰弘君）** それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。大変長くなりますので、要約して主だったものを報告させていただきます。

9月14日、宇城・上益城地域統一畜産共進会の実行委員会の会議に出席をいたしております。

9月15日、熊日の金婚夫婦の表彰を行っております。

9月17日、湧井地区、萱野地区、それぞれ敬老会に出席しております。

18日は、三和、西山、豊富・甲佐平、上中郡、それから有安地区の敬老会にそれぞれ出席をいたしております。

19日、町長杯のんびりグラウンドゴルフ大会、その後、第1回のwalkers are welcome Kumamoto構想策定委員会に出席をいたしております。

9月20日、宇城地域放牧利用組合総会。

9月21日から22日にかけて、宮城県の女川町、これは災害の応援の御礼と、それから今後の災害協定等に関する打ち合わせ等をさせていただいております。

9月23日、宇城・上益城地域統一畜産共進会。

9月24日、堅志田地区の敬老会、その後、佐俣のあつまってん祭。

9月25日、定住住宅団地の貸付等審査委員会委員委嘱状交付、その後、全国町村会会長就任祝賀会に出席をいたしております。

9月26日、美里町中央地区農作業受託組合の納車及び作業開始祝いに出席いたしております。

9月27日から29日にかけて、議会の皆様と陳情、それから研修に同行させていただきます。

10月1日、三角西港の築港130周年記念事業オープニングセレモニーに出席をいたしております。

10月2日、交通指導員の辞令交付式、その後、嘱託員・嘱託補会議、その後、ふるさと祭り、やまびこ祭りの合同反省会、その後、熊本地震の復旧・復興会議を開催しております。

10月3日、神奈川県清川村の議会の視察対応を行っております。

10月5日、JA下東の中央青壮年部の座談会に出席いたしております。

10月6日、美里町産業連携協議会の幹事会、その後、宇城広域連合議会定例会、終了後、正副連合長会議を行っております。

10月8日、町民体育祭。

10月11日、三本松甲佐線道路整備促進期成会の役員会並びに総会に出席いたしております。その後、熊本連携中枢都市圏の連絡会議に出席いたしております。

10月12日、緑川水防演習協議会の総会、その後、100歳の長寿者、今年は、当日は11名、100歳になられた方の訪問をいたしております。

10月13日、第2回の臨時議会、その後、全員協議会に出席をいたしております。午後からは第2回のwalkers are welcome Kumamoto構想策定委員会に出席をいたしております。

10月15日、中央中学校の文化祭。

10月17、18日は、宇城広域連合の正副連合長研修ということで、茨城県の土浦、それから水戸市、それぞれの消防署を視察いたしております。

10月19日、美里かぼちゃ研究会出荷大会。

10月20日、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委嘱状の交付式、その後、美里町産業連携協議会の会議、夜には、その産業連携協議会の懇親会に出席をいたしております。

10月21日は、佐俣の湯の温泉まつりに出席。

10月22日は、関西緑友会、これは甲佐高校のOBの方々、関西に住んでいらっしゃるOBの方々の緑友会というのがありますが、その後援会長を美里の方がなさっておりますので、毎年ご案内を受けまして、10月22日に今年は開かれましたので、関西緑友会、大阪です、出席をいたしております。

23日から28日にかけて、町村長の海外研修ということで、オーストラリアに行っております。

10月30日、熊本県の治水砂防協会の役員研修、これは山梨県に出張いたして

おります。そのまま東京に向かいまして、緑川改修期成会の要望活動、次の日には九州治水関係事業の促進意見交換会、帰りまして夜には美里町の教育の日講演会に出席をいたしております。

1 1月2日、県産材の需要拡大一斉行動。

1 1月3日、美里町の文化祭。

1 1月4日、美里物産館よんなっせの開館5周年記念の感謝祭に出席をいたしております。

1 1月5日、消防団の非常招集訓練。

1 1月6日、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の定例会、その後、県道小川嘉島線の道路整備促進期成会の要望活動に出席をいたしております。

1 1月7日、農業振興地域整備促進協議会の委員の辞令交付式、その後、緑川ダムの管理所長の来庁、その後、熊本県の教育総務局長の来庁を受けております。

1 1月8日、安全・安心の道づくりを求める全国大会が東京の砂防会館で行われましたので、日帰り出席をいたしております。

1 1月9日、第3回の臨時議会、その後、全員協議会に出席いたしております。

1 1月10日、美里町商工会青年部の来庁を受け、その後、国有林野等所在市町村長有志協議会に出席をいたしております。

1 1月11日、日本フットパス協会の全国大会ということで、福岡県の中間市に出張をいたしております。

1 1月12日、美里町のモーモーフェスティバルに出席をいたしております。

1 1月13日、県道三本松甲佐線の要望活動に出席をいたしております。

1 1月14日から1月17日まで、全国過疎地域自立促進連盟の定期総会、九州地方国道整備促進総決起大会、熊本県簡易水道協会の要望活動、全国浄化槽推進市町村協議会の通常総会、簡易水道整備促進全国大会に出席するため、3泊4日で東京に上京いたしております。

1 7日帰りまして、中央ライオンズクラブから復興支援車を、軽トラックですが、寄贈をいただいております。

1 1月18日、アタック・ザ・日本一、その後、全国石橋サミット in くまもとということで、山都町の清和文楽館に行っております。

1 1月20日、東京で行われました地方自治法施行70周年記念式典に出席をし、その後、治水砂防事業の促進全国大会に出席をし、その日に帰ってきております。

1 1月21日は、全国市町村サミット2017 in 熊本が熊本で行われたので出席をいたしております。

1 1月23日、田の実会の30周年記念式典、その後、宇城広域連合消防本部採用試験の2次試験を行っております。

1 1月24日、国道443号整備促進期成会の要望活動、その後、定例監査報告ということで監査委員さんから監査報告を受けております。

1 1月25日、JAまつりの砥用会場に出席をし、その後、宇城の植樹祭、その後、熊本県の市町村トップセミナーに出席をいたしております。

1 1月26日は、美里町の職員採用試験の2次試験を行っております。

1 1月27日から30日にかけて、上京をいたしております、災害復旧促進全国大会、ダム・発電関係市町村全国協議会の理事会、国土交通省の防災対策意見交換会、全国治水砂防促進大会、全国町村長大会に出席をいたしております。

1 2月1日、議会運営委員会、夜には消防団の幹部会議並びに忘年会に出席をいたしております。

1 2月2日、JA熊本うきの女性部家の光大会。

1 2月5日、第二二俣橋の災害復旧工事の竣工式。

1 2月6日、美里町老人クラブ大会、その後、土地改良区理事会に出席をいたしております。

1 2月10日、美里町駅伝競走大会、その後、用來村祭りに出席をいたしております。

大変長くなりましたが、以上で定例会後の私の行政報告とさせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を求めます。10番、福田秀憲君。

○監査委員（福田秀憲君） 皆さん、おはようございます。例月現金出納検査を行いましたので、その報告をいたします。

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

美里町議会議長 中川 政司様

美里町監査委員 遠山 史朗 同じく、福田 秀憲

地方自治法第235条の2第1項により、平成29年8月から10月分までの出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をします。

検査対象といたしまして、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金について行いました。

検査の時期といたしまして、8月分に関しまして9月25日、9月分に関しましては10月25日、10月分に関しましては11月24日に行っております。

検査の結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不

正、不当な出納はなく確実なものと認めました。

以上、例月現金出納検査の結果に関する報告を終わります。

続きまして、定例監査の報告をいたします。報告書が皆さんの手元にあると思いますので、ご覧いただければと思います。

まず、開けていただきまして、平成29年度の定例監査結果報告について

美里町長 上田 泰弘様

美里町議会議長 中川 政司様

美里町教育委員会教育長 吉永 公力様

美里町農業委員会会長 吉田 美好様

美里町監査委員 遠山 史朗 同じく、福田 秀憲

平成29年度定例監査結果報告について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により意見を沿えて別紙のとおり報告をいたします。

次のページですけれども、監査の期間及び対象といたしまして、10月16日から11月14日までの間に11日間実施をいたしました。すべての箇所に出向いて監査をしております。最終日の14日につきましては、各公共施設の現地調査を行いまして、そこを9カ所行いました。

開けていただきまして、監査の総括になりますけれども、読んで報告をさせていただきます。

定例監査を実施するにあたっては、各課等から事前に提出された監査資料に基づき、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取し、次の点に主眼を置いて行つた。

1、町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正か。

2、町の運営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か。

3、財産の管理は適正に行われているか。

4、町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計・施工・状況等が適正か。

当日は、担当課長及び担当係長に出席を求め、諸帳簿及び証書類の整理・記帳は完全か。財産の管理はどうか等、指摘すべきは指摘して、改善を要する点については、適切な処理を講ずるように指示した。また、昨年の指摘事項の措置状況は、事前に提出されていた改善スケジュールに沿って概ね適正に処理されていた。現在、改善途中のものはスピード感をもって対応するよう指示をしたところである。監査結果については、各項目のとおり報告をする。

続きまして、各項目、9項目について監査を行っておりますが、その中で4ペー

ジの4、起債及び一時借入について報告をしておきます。起債の目的、資金種別、時期、限度額、方法、借入先、利率及び償還の方法は適切である。熊本地震や豪雨災害復旧に係る町債発行が増額しており、そのうち投資的な起債についても3億円を超えている。今後は、事業の精査を行い、起債発行額の抑制に努め、効率的な財政運営にあたられたいということで、一応行財政改革では、投資的な起債は3億円を限度としましょうということになっておりましたがけれども、それを少し超えているということでもあります。全体的には、6億5,000万円ほどの起債が発行されているところであります。

開けていただきまして、6ページ、第3、結語といたしまして、今回の監査も昨年同様、指導に重点を置き審査したものであり、項目ごとに記述したほか、書類審査及び現地調査の時点において、それぞれ指摘してあるので、速やかに実行に移していただきたい。今後も普通交付税の合併算定替えによる減額で財政の硬直化が進むことと思われ、第2次美里町行財政改革が実施プログラムに基づき進められ、大きな成果を収められたことを評価するとともに、これからも常に問題意識を持って、少ない財源で、より計画的かつ効率的な財政運営に努められたい。これは、もう皆さんもご存知と思いますけれども、地方自治の基本として地方自治法第2条に、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというふうになっております。町民が何を求め、何を期待しているのかを常に把握し、町民の負託に応える義務があります。また、直営となった総合体育館の運営の検証と合わせて、フォレストアドベンチャー・美里についても利用者サービスの充実、運営、コストの面から、指定管理者への移行について検討されたい。災害からの復旧・復興も計画に沿って進められているが、工事量も多いため、安全には十分留意して、住民の期待に応えられるよう、なお一層努力されることを望んで結語といたします。

監査をしております、職員の中におきましては、いろいろ工夫をされて、経費の削減に努められているところもあります。それを最後にお知らせをして、報告といたします。

○議長（中川政司君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を終わります。

次に、総務常任委員会委員長の報告を求めます。7番、吉田美好君。

○総務常任委員長（吉田美好君） 総務常任委員会の活動報告を行います。

閉会中における委員会活動として視察研修を行いましたので、内容報告をいたします。

日程につきましては、10月18日、19日の2日間であります。参加者は中川議長、上村議員、坂田議員、それに私4名でございます。

防災に関し、佐賀県みやき町に防災センターがあるとの情報を得ましたので、先進地視察として10月18日、センターを視察いたしました。みやき町の担当者2名の方から説明を受けております。建設間もない庁舎の2階にセンターを設置してありました。施設の概要としましては、近隣の市・町と連携の取れる通信システムの設置や、避難場所として20畳ほどの和室。隣室には和室と同程度の広さの調理室があり、4台の調理台が備えられておりました。いずれの施設もまだ未使用でありましたが、いい視察をすることができたと思っております。

午前中に視察を終わり、午後は19日研修予定の佐賀市に向け出発いたしました。午後4時ごろ会場に到着し、下見をして、ホテルに向かっております。19日の研修は、「全国過疎地域シンポジウム2017 in 佐賀」ということで、佐賀市文化会館大ホールにて午後1時開会となっております。開会行事ののち、基調講演が1時間ほどあり、終了後帰庁いたしました。本来ならば20日に行われる分科会がメインだったと思います。佐賀県内で過疎対策事業を実施されている市・町に5分科会に分かれての研修が予定されていましたが、委員全員が予定が入っていたため参加することができませんでした。

以上、報告をいたします。

なお、報告漏れにつきましては、他の委員さんの補足をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。6番、松永正憲君。

○経済建設常任委員長（松永正憲君） それでは、経済建設常任委員会の視察研修報告を行います。

平成29年10月30日、経済建設常任委員3名、行政より職員2名、計5名で視察研修を行っております。

午前9時に佐賀県基山町に到着をしまして、松田町長をはじめ、行政より3名、議会より品川議長ほか5名の歓迎を受けております。自己紹介後、研修課題の「エミューを活用した耕作放棄地解消及び鳥獣被害防止対策について」、産業振興課長より説明を受けております。基山町は、面積の38%が山林で、耕地は14%であり、その耕地も基盤整備は十分でなく、多くの耕地が中山間地域の耕作条件の悪い場所にあり、農家の高齢化と後継者不足とともに、耕作放棄地の拡大や鳥獣被害対策が喫緊の課題であり、耕作放棄地問題を作物の栽培ではなくエミューの放牧によ

り解消したいとの考えを説明されました。エミューの肉やオイル等を使用した6次産業化の推進にも取り組んでおられ、30年度にはエミューとイノシシ専用のジビエ肉処理施設も完成するそうでもあります。放牧地の現地視察も行い、12時に終わり、ジビエ料理の昼食を取り、佐世保に向かっております。佐世保から高速艇で次の視察地小値賀島に到着したのは午後6時ごろでありました。

次に日、31日は午前10時より小値賀町役場で立石議長をはじめ委員会3名、議会事務局長等の歓迎を受け、議会改革の取り組みについて説明を受けております。議会改革の3つの方針として、1、能動的に行動する議会づくりとして、全員協議会、勉強会の積極的な開催、各委員会の自主的で活発な活動等、それぞれ年13回から14回開催をされています。2番目の町民とともに歩む議会として、出前議会や意見交換会の開催、夜間議会の開催、自治意識を養うため子ども議会や中学生議会の開催。3番目の政策提言する議会として、50歳以下に限る議員報酬特例条例の制定などの活動報告を受けております。

午後から、町の産業構造について説明を受けております。第1次産業の農業・漁業の従事者が35%、第2次産業が10%、第3次産業が55%であります。農業は一般財団法人「小値賀町担い手公社」での後継者育成事業などが効果を表して、基幹産業として振興されている。観光事業については、おぢかアイランド協会に一本化して、平成29年3月に社団法人として、おぢか観光協会が設立をされておりました。観光協会では、本格的なツアー事業、古民家事業、特産品開発事業など、様々な事業の窓口を一本化されております。3時からミニトマトの選別所、そして落花生の集荷所、リースの農機具の保管所などを視察しております。夜は、再生した古民家レストランで宮崎副議長ら3人の議員と会食をしました。

最終日には、宮崎副議長の案内で小値賀島の名所・旧跡を巡り、午前中の視察を終わり、帰路についております。

以上で、視察研修報告を終わります。

報告漏れがあれば、他の委員の補足をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。8番、渡邊義文君。

○社会文教常任委員長（渡邊義文君） 社会文教常任委員会視察研修報告を行います。

平成29年10月17日、18日にかけて、社会文教常任委員会視察研修を行っ

ております。研修先に、佐賀県みやき町と福岡県大牟田市の研修を行いました。参加者として、委員会から上田孝議員、光井博幸議員、私渡邊、なお、吉田起登副議長は、体調不良のため欠席されています。町執行部より、総合窓口課の島田係長、福祉課の松村係長の参加をいただき、5名にて研修を行っています。

美里町役場を9時出発し、高速道にて佐賀県みやき町、中原庁舎委員会室にて、午後1時半より、みやき町議長ほか7名の担当職員の対応をいただき、松信議長の歓迎のあいさつで、みやき町は平成17年1月に3町が合併し、みやき町が生まれました。みやき町は、佐賀県の東部に位置し、東に鳥栖市、南に福岡県久留米市に隣接し、人口2万5,000人の町と紹介されています。

その後、研修に移り、1として子育てプログラムの定住促進奨励金事業についてを議題とし、みやき町紹介のテレビ放送ビデオを約12分鑑賞した後、まちづくり担当課長より定住促進対策の重点プロジェクトとして、子育て応援プロジェクトに定住促進奨励金交付事業を行っているという説明を受けています。目的は、子育て世帯の定住促進、町内外からの人口増のためである。対象は、転入または転居に伴い、町内の住宅を建築・購入し、3年以上住む人。奨励金の種類、住宅新築奨励金、子育て世帯として、限度額70万円。中古住宅購入奨励金、同じく子育て世帯として限度額30万円、財源は社会資本整備交付金を充てている。実績として、4年連続の転入増により、人口増につながっている。旧議会議場、3つありますが、その一つを民間によるコールセンターとして運営している。医療機関と連携し、小規模保育園やみどりの家の施設へ入居する前の共同生活を行う場として、空き家の利用をしている。野菜（ピクルス他）を企業と契約栽培にも取り組んでいる。官民連携によるPFIによる町営住宅建設の取り組みの実績が多方面につながっている。

2として、学校給食費支援事業についてを議題とし、担当課長の説明を受けています。定住促進対策の一環の学校支援事業として取り組んでいる。目的として、小中学生を養育する保護者の経済負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備を図るとともに、定住促進を進めることを目的としている。対象者、平成27年度より小中学生の在学する児童生徒を養育している世帯。28年度から第1子、第2子を支援、平成29年度より第3子、高校生扶養世帯の支援拡充を図っている。支援額として、保護者が負担すべき給食費相当額、年間給食費として、小学1年生から4万5,300円、中学生が5万5,800円程度。予算額として平成27年度町内公立校100名の中、約460万円、平成28年度1,694名、約4,400万円、平成29年度1,705名に対し4,800万円の予算額である。財源として、ふるさと納税基金を充てている。実績として、給食費支援事業は定住対策として実施しているが、人口増の結果が表れている。保護者アンケートからほとんどの保護

者が満足しているという結果が出ている。

以上のことから、町独自の政策事業として今後も取り組む予定である。

会議中、末安みやき町長が参加され、歓迎のあいさつの後、まちづくりの取り組みとして、PFIの建設事業、情報流通の事業、土地利用の事業、農産品契約栽培事業等、多岐に亘り末安町長のまちづくりの熱弁を聞き、時間超過しましたが、午後3時50分に上田孝副委員長のお礼のあいさつにて閉会し、次の視察先、柳川市へ向かっています。柳川市の柳川藩主立花家資料館の視察予定でしたが、時間の都合でホテルに直行しています。

翌10月18日、柳川市を出発し、福岡県大牟田市の視察研修を行っています。午前10時より大牟田市議会委員会室にて、議会事務局長より、大牟田市はユネスコ世界文化遺産に登録された。大牟田市は三池炭鉱とともに発展した市であるが、平成9年、三池炭鉱が閉鉱し、ピーク時20万人いた人口が現在11万人に減少している。高齢化率は35.3%に至っていると説明を受けています。担当の健康長寿支援課の吉沢課長より、地域交流拠点を活用した介護予防の取り組みについて、ビデオ鑑賞による事業の説明を30分程度を受けています。説明では、各校区が20校区の中、地域交流施設が46カ所あり、地域交流の拠点として活用しているということであります。研修目的であります「介護予防の取り組みについて」を議題として質疑を行っております。その中で、市民活動を重視し、自治組織の活動と連携した取り組みを前提にしている。特に、民生委員の協力をいただいて活動している。次に、地域交流施設へ参加することが社会性を維持し、健康づくりの介護予防につながっている。健康長寿を追求するため、生活支援コーディネーターが各交流施設の取り組みの計画策定を手伝っている。高齢者になると筋力は努力し維持しないと筋力の量が減少するので、筋トレ教室に約90名登録され、支援委員による体力測定、PT評価、栄養指導を行っている。長寿を追求するには、社会性を持って毎日よく働き、よく肉料理を食べることである。交流施設の取り組みとして、よかバイ体操教室、歯科巡回教室、ペン・習字教室、だご汁・ケーキづくり教室、お話・お茶会教室、健康ストレッチ教室等、年間を通じて行っている。さわやか健康教室を毎月1回開催し、血圧測定、健康チェック指導等を行っている。すべての20校区で認知症SOSネットワーク徘徊模擬訓練を年1回の10年間続けて行っている。現在、小中学生から一般の方、合わせて年間2,000人を超す市民が参加している。

以上の事業を、地域交流施設を拠点とした介護予防の取り組みを行っているという説明を受けています。なお、市民活動と自治組織の連携による介護予防を各校区単位、市全体で活発に取り組まれていると感じたところであります。

以上の質疑の後、上田孝副委員長のお礼のあいさつで大牟田市の研修を終了して  
います。

その後、ユネスコ世界文化遺産に登録された明治日本の産業革命遺産の石炭産業  
科学館の視察、三池炭鉱宮原抗の視察し、帰路に就き、午後5時に美里町庁舎へ到  
着し、視察研修を終えています。

以上で、社会文教常任委員会視察研修報告を終わります。報告漏れがありました  
ら、各委員さんのほうからお願いします。

○議長（中川政司君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、吉田美好君。

○宇城広域連合議員（吉田美好君） 宇城広域連合議会の報告を行います。

はじめに、平成29年第2回宇城広域連合議会定例会について報告を行います。  
開催日時でございます。平成29年10月6日金曜日でございます。午後2時開  
会。開催場所としまして、宇城広域連合2階交流プラザ。議長の開会宣告、守田広  
域連合長のあいさつ。その後、議事日程に入っております。

日程第1、会議録署名議員の指名、5番 入江議員、6番 渡邊議員を指名されて  
おります。

日程第2、会期の決定は、1日間ということでございます。

日程第3、一般質問、6番、渡邊裕生議員より質問がなされております。質問事  
項として、1、宇城広域消防について。（1）職員定数、組織、適正配置につい  
て。これにつきましては、3月にも同内容の質問がっております。（2）救急搬  
送における高齢者の熱中症について。という質問がっております。2、職員採用  
について。（1）広域連合事務局の職員の確保について。答弁であります、計画  
策定はないとの答弁がっております。

日程第4、認定第1号、平成28年度宇城広域連合一般会計歳入歳出決算の認定  
について。歳入総額33億3,337万7,977円、歳出総額29億9,009万  
6,340円、繰越明許費繰越金として3,236万4,000円が認定に付されて  
おります。採決の結果、全員が賛成、原案とおりの可決をいたしております。

日程第5、認定第2号、平成28年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特  
別会計歳入歳出の認定について。歳入総額284万9,911円、歳出総額275  
万6,372円が認定に付され、採決の結果、全員賛成、原案のどりの可決をいた

しております。

日程第6、議案第10号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第1号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。これは、質疑はありませんで、質疑なし。採決の結果、全員が賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第7、議案第11号、宇城広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これも質疑はあっておりません。採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第8、議案第12号、財産の無償譲渡について。栗崎最終処分場の埋め立てが完了したことに伴い、下益城郡四か町村衛生施設組合と栗崎区との間で取り交わされた確約書に基づき、埋め立て後の土地4,322平米を無償で譲渡する案で、質疑もなく、採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第9、議案第13号、平成29年度宇城広域連合一般会計補正予算（第2号）について。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,370万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億9,912万3,000円とするものでございます。質疑もなく、採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

次に、宇城広域連合議会議員視察研修がありましたので、内容について報告をいたします。今回の視察研修については、現在計画中のクリーンセンター焼却場建て替えに伴い、先進地の視察及び資料に基づき研修を受けることが目的であります。日程は、11月28日から30日までの3日間。参加者は、宇城広域連合議会から、山村議長、中川副議長、柴田議員、入江議員、園田議員、それに私の6名。随員職員として、西山事務局次長兼総務課長、安田環境衛生課長、奥村総務課総務係長の3名、計9名でありました。視察先として、愛知県内の小牧・岩倉衛生組合、ここはガス化熔融でシャフト式ということであります。田原リサイクルセンター炭生館、ここは炭化、炭になすということです。炭化・流動床式。それから、西尾市クリーンセンター、ここは焼却・流動床式ということです。稲沢市環境センター、焼却・ストーカ式の4施設があります。視察に先立ち、研修内容を事前通告しており、それに基づいて資料等を作成しておられました。

通告内容としまして、1、施設建設までの経緯について。①地元へのお願い及び建設組織の設置について。②機種及び業者選定の経緯について。③処理方式の選定の際、最も重要視したこと。④検討を行ったごみ処理方式のメリットとデメリット。⑤建設工事契約及び維持管理契約の方法について。⑥維持管理経費について。⑦地元との約束・覚書などについて。大きな2番でございます。施設の特色はとい

うことと、3の施設建設の効果と住民の評価はということ。それから、4の今後の課題はということを通告してありました。

名古屋市を拠点とし、3日間、それぞれの施設に赴き、4施設とも丁寧な対応をしていただき、感謝申し上げる次第であります。施設においては、それぞれ特色があり、熱利用での発電及び売電、沸騰湯の再利用等、うなずくことが多くありました。建設方法としては、PFI手法（BOT方式）で建設の施設もありました。今回の研修について、それぞれ2時間から3時間以上にわたり熱心に説明いただいたことに関心をいたしました。多額な費用を要する事業であり、慎重な機種選定が必然だと思われまます。なお、視察研修について、広域連合事務局より文書にてアンケート及び意見を提出するよう宿題をいただいております。

以上、報告いたします。

○議長（中川政司君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第70号から議案第82号及び同意第16号、同意第17号、諮問第1号）

○議長（中川政司君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第70号から議案第82号及び同意第16号、同意第17号、諮問第1号の案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。福島議会事務局長。

○事務局長（福島 繁君） それでは、議案集の表紙から3枚目、議事予定表をお開きいただきたいと思ひます。それでは、読み上げます。

議案第70号 美里町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

議案第71号 美里町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 4 号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 5 号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 6 号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをお願いいたします。

議案第 7 7 号 平成 2 9 年度美里町一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 7 8 号 平成 2 9 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 9 号 平成 2 9 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 0 号 平成 2 9 年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 1 号 平成 2 9 年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 2 号 平成 2 9 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 2 号）

同意第 1 6 号 美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

同意第 1 7 号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上でございます。

○議長（中川政司君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

#### 日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（中川政司君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例 7 件、補正予算 6 件、その他 3 件の計 1 6 件でございます。

最初に、美里町平成 2 8 年熊本地震復興基金条例の制定につきましては、熊本地震からの早期の復興を図るために、熊本県から配分されました復興基金交付金を基金に積み立てるため条例を制定するものでございます。

次に、美里町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、喫緊の行政課題に対応し、併せて業務の効率化及び住民サービスの向上を図るために、町長部局の一部の課の再編につきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につき

ましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の再延長につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の策定につきましては、期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるための改正を行うものでございます。

次に、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給料表の改定及び勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるための改正を行うものでございます。

次に、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づき、特定任期付職員の給料表の改定及び期末手当の支給率を0.05月分引き上げるための改正を行うものでございます。

次に、平成29年度美里町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,274万円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億8,725万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、地方交付税では交付額の決定に伴い、普通交付税を2億3,155万1,000円増額いたしております。使用料では、森林体験公園施設使用料を実績により1,200万円増額いたしております。国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金を1億2,204万7,000円、災害公営住宅整備事業補助金を4,000万円、それぞれ増額いたしております。県支出金では、枠配分されました平成28年熊本地震復興基金交付金を1億3,100万円計上し、被災者向け経営体育成支援事業補助金を1,820万円、農用地等災害復旧事業費補助金の平成29年災害分を4,500万円それぞれ増額し、同じく平成28年豪雨災害分を1億6,456万円減額いたしております。繰入金では、財政調整基金繰入金を1億円減額いたしております。諸収入では、全国市町村振興協会災害対策支援金を609万9,000円、療養給付費負担金返還金（後期高齢者医療）分を2,196万5,000円計上いたしております。町債では、過疎対策事業債、旧合併特例事業債など、計1億1,610万円を増額いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費では普通交付税の交付額の決定に伴い、地域振興基金積立金を2,838万5,000円減額し、減債基金積立金を1億2,890万円、公共施設整備基金積立金を8,700万円、平成28年熊本地震復興基金積立金を1億3,100万円、それぞれ計上いたしております。農林水産業費では、被災者向け経営体育成支援事業補助金の震災分を2,000万円増額いたしております。土木費では、工事単価の高騰によりまして、災害公営住宅建設工

事費を6,000万円増額いたしております。災害復旧費では、農用地等災害復旧事業費の平成28年豪雨分を1億7,000万円減額し、平成29年災害分を5,000万円計上し、公共土木施設災害復旧費では工事単価の高騰により、平成28年豪雨分を1億円、現年分を4,250万円、それぞれ増額いたしております。また、人件費につきましては、人事院勧告に伴う議会議員、特別職及び職員の給与の改定を含む増額分の補正を行っております。

次に、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、国庫支出金等の歳入補正、事業遂行のための必要額の歳出補正を行っております。

次に、平成29年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、それから平成29年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）につきましては、人事院勧告に伴う人件費、施設修繕料、その他必要額の補正を行っております。

次に、美里町監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、識見監査委員の任期が平成30年1月31日で満了するため、地方自治法に基づきまして委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

次に、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が平成29年12月22日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

次に、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員1名の任期が平成30年3月31日で満了するため、人権擁護委員法に基づきまして、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（中川政司君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第70号 美里町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第6、議案第70号、美里町平成28年熊本地震復興基金条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第70号につきましてご説明申し上げます。

美里町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

美里町平成28年熊本地震復興基金条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。平成28年熊本地震による災害からの復興に資する財源を確保するため、美里町平成28年熊本地震復興基金を設置する必要があることから提案するものでございます。今回、県より配分されます熊本地震復興基金交付金の創意工夫分並びに宝くじ交付金分、合わせまして1億3,100万円を積み立てるための条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願います。美里町平成28年熊本地震復興基金条例

第1条につきましては、基金の設置規定でございまして、平成28年熊本地震による災害からの早期の復興を図るため、美里町平成28年熊本地震復興基金を設置するをいたしております。

第2条から第5条までにつきましては、積み立て、管理、運用益金の処理、繰り替え運用など、運用全般に係ることにつきまして規定をいたしております。

第6条につきましては、処分に係る規定でございまして、基金は第1条に定める目的のための事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部、または一部を処分することができるをいたしております。

第7条につきましては、委任規定でございます。

次に、附則でございます。施行期日につきましては、第1項、この条例は交付の日から施行するをいたしております。

また、経過措置といたしまして、第2項、この条例は平成38年12月31日限り、その効力を失うをいたしております。

期限につきましては、県の熊本地震復興基金の経過措置が平成38年12月31日限りとなっておりますので、それに合わせた規定としているところでございます。

以上で、議案第70号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第70号、美里町平成28年熊本地震復興基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第6、議案第70号、美里町平成28年熊本地震復興基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第71号 美里町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第7、議案第71号、美里町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第71号につきましてご説明申し上げます。

美里町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

美里町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。喫緊の行政課題に対応し、併せて業務の効率化及び住民サービスを向上させるために、町長部局の一部を再編する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。美里町課設置条例の一部を改正する条例

美里町課設置条例（平成16年美里町条例第6号）の一部を次のように改正する。以下、改正内容につきましては、附則第2項の美里町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正を含めまして、説明資料の新旧対照表並びに機構図案により説明をさせていただきます。説明資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。課の設置、第1条につきましては、健康窓口課を健康保健課に改めるものでございます。

次に、課の分掌事務でございます。第2条につきましては、次のページになります。住民課のほうから「第4号、後期高齢者医療に関すること」、「第5号、国民健康保険に関すること」、「第6号、国民年金に関すること」を削り、「第7号、中央庁舎」を「第4号、庁舎」に改めまして、健康窓口課「第1号、保健衛生に関すること」、「第2号、砥用庁舎に担当課がない業務の受付及び対応に関すること」を健康保健課「第1号、保健衛生に関すること」、「第2号、後期高齢者医療に関すること」、「第3号、国民健康保険に関すること」、「第4号、国民年金に

関すること」に改めるものでございます。

次に、美里町予防接種健康被害調査委員会条例の新旧対照表をご覧願います。第10条につきまして、健康窓口課を健康保健課に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。次のページにつきましては、来年4月1日の機構図案として資料を付けさせていただいております。

最初に「健康保健課、健康支援係、保健年金係」、「住民課、住民窓口係、砥用庁舎総合窓口係」につきましては、ただいまご説明申し上げました課設置条例の一部改正並びに組織規則の一部改正により行うものでございまして、健康支援係と国民健康保健事業の連携強化、住民窓口係と砥用庁舎総合窓口係を同じ各課に置くことによりまして、住民サービスのさらなる向上を図るものでございます。

次に、「水道衛生課、上下水道係、環境衛生係」につきましては、組織規則の一部改正により行うものでございまして、環境部門を専任の係にすることによりまして、宇城クリーンセンター・浄化センター更新事業などにおきまして、関係団体との連携を図るものでございます。

次に、「学校教育課、学校教育係、中学校統合準備室」、「社会教育課、社会教育係、社会体育係」につきましては、教育委員会事務局組織規則の一部改正により行うものでございまして、中学校統合、学校給食関連、平成31年度に宇城地区で開催予定の熊本県民体育祭への対応を図るものでございます。

次に、議案書をお開き願います。附則の施行期日でございます。第1項、この条例は平成30年4月1日から施行するをいたしております。

以上で、議案第71号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第7、議案第71号、美里町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第7、議案第71号、美里町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第8 議案第72号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中川政司君） 日程第8、議案第72号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第72号につきましてご説明申し上げます。

美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、一般職の非常勤職員に係る育児休業の期間の再度の延長に関する規定を整備するため提案するものでございます。

一般職の非常勤職員の子が1歳6カ月に達した時点で保育所等に入れないなどの場合に、育児休業期間を最長2歳まで延長できる規定を設けるものでございます。

次のページをお開き願います。美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。美里町職員の育児休業等に関する条例（平成16年美里町条例第33号）の一部を次のように改正する。以下、改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

説明資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

まず、第2条の改正につきましては、第2条の4の新設に伴う字句の改正並びに育児休業をすることができる非常勤職員としまして、第2条の4の規定に該当する場合にあっては2歳に達する日までの規定を加えるものでございます。

次のページをお開き願います。中段よりもちょっと下のほうになります。第2条の3の改正につきましては、第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の新設に伴います字句の追加でございます。

3ページをお開き願います。改正後の第2条の4でございます。第2条の4につきましては、育児休業期間を再度延長する場合の要件を新設するものでございます。

4ページをお開き願います。改正後の第2条の5でございます。第2条の5につきましては、第2条の4の新設に伴いまして、改正前の第2条の4を1条繰り下げたものでございます。

最後に、第3条の改正につきましては、第2条の4の新設に伴います字句の追加でございます。

次に、議案書をお開き願います。附則でございます。この条例は、交付の日から施行するとしてしております。

以上で、議案第72号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第8、議案第72号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第8、議案第72号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第9 議案第73号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中川政司君） 日程第9、議案第73号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第73号につきましてご説明申し上げます。

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院が国家公務員一般職の勤勉手当を引き上げるよう勧告したことに基づき、議会議員の期末手当の支給率を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例改正条例につきましては、第1条、第2条の2条立てとなっております。内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。説明資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

まず、第2条の2の期末手当につきましては、本年12月支給分を100分の155から100分の165に改めまして、0.1月分引き上げるものでございます。改正条例第1条につきましては、交付の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものでございます。

2ページをお開き願います。改正条例第2条についてでございます。第2条につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。左の欄は改正前となっておりますが、1ページの改正条例第1条の改正後の条文となっております。第2条の2、期末手当につきましては、6月に支給する期末手当を100分の140から100分の145に、12月に支給します期末手当を100分の165から100分の160に改めるものでございます。

議案書をお開き願います。附則でございます。施行期日等、第1項、この条例は交付の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用するとしております。

第3項につきましては、期末手当の内払いに関する規定でございます。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第9、議案第73号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第9、議案第73号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

**日程第10 議案第74号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の策定について**

○議長（中川政司君） 日程第10、議案第74号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第74号につきましてご説明申し上げます。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院が国家公務員一般職の勤勉手当を引き上げるよう勧告したことに基づき、特別職の期末手当の支給率を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例

内容につきましては、議案第73号と同様の改正を行っておりますので、改正条例案によりご説明を申し上げます。

まず、改正条例第1条によりまして、本年12月の期末手当を100分の155から100分の165に改めまして、改正条例第2条によりまして、6月の期末手当を100分の140から100分の145に、12月分の期末手当を100分の165から100分の160に改めるものでございます。

次に、附則でございます。施行期日等、第1項、この条例は、交付の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用するをいたしております。

第3項につきましては、期末手当の内払いに関する規定でございます。

以上で、議案第74号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第10、議案第74号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第10、議案第74号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第75号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第11、議案第75号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第75号につきましてご説明申し上げます。

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院勧告に基づき、一般職の給与を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。説明資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

最初に、改正条例の第1条でございます。第17条第2項第1号につきましては、字句の追加並びに12月の職員の勤勉手当の額を100分の85から100分の95に改めるものでございます。第2号につきましては、字句の追加並びに12月の再任用職員の勤勉手当の額を100分の40から100分の45に改めるものでございます。

2ページから7ページまでにつきましては、再任用職員を含む一般職の職員の給料表の改正でございます。平均改定率は0.2%となっております。

8ページをお開き願います。改正条例の第2条の規定でございます。第16条第2項につきましては、字句の改正を行っております。第17条第2項第1号につきましては、職員の勤勉手当の額を6月に支給する場合には100分の85、次のページです、12月に支給する場合には100分の95から、8ページに戻りまして100分の95から100分の90に改めるものでございます。

9ページをお開き願います。第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の額を6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45から100分の42.5に改めるものでございます。

次に、議案書をお開き願います。附則でございます。施行期日等、第1項、この条例は、交付の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の美里町一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するといたしております。

第3項につきましては、給与の内払いに関する規定、第4項につきましては、規

則への委任に関する規定でございます。

以上で、議案第75号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第11、議案第75号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第11、議案第75号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第12 議案第76号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中川政司君） 日程第12、議案第76号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第76号につきましてご説明申し上げます。

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

の一部を改正する条例。改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。説明資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、改正条例の第1条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。第5条第1項につきましては、特定任期付職員の給与表の改正でございます。給与表の1号給、2号給の給料月額につきまして、1,000円の増額改定となっております。第6条第2項につきましては、次のページになります。一般職の給与条例の読み替え規定でございまして、12月の特定任期付職員の期末手当を100分の162.5から100分の167.5に引き上げるものでございます。

3ページをお開き願います。改正条例第2条の関係でございます。第6条、第2項につきましては、一般職の給与条例の読み替え規定におきまして、来年4月1日以降の特定任期付職員の期末手当を100分の165に改めるものでございます。

次に、議案書をお開き願います。附則でございます。施行期日等、第1項、この条例は交付の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するをいたしております。第3項につきましては、給与の内払いに関する規定でございます。

以上で、議案第76号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第12、議案第76号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第12、議案第76号、美里町一般職の任期付職員の採用

等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

- 日程第 13 議案第 77 号 平成 29 年度美里町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 14 議案第 78 号 平成 29 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 79 号 平成 29 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 80 号 平成 29 年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 81 号 平成 29 年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 82 号 平成 29 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（中川政司君） 日程第 13、議案第 77 号、平成 29 年度美里町一般会計補正予算（第 7 号）から日程第 18、議案第 82 号、平成 29 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 2 号）までの 6 案件についてを一括して議題としたいと思えます。

皆さんにお諮りします。日程第 13、議案第 77 号から、日程第 18、議案第 82 号までの 6 案件についてを一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号から議案第 82 号までを一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第 77 号から議案第 82 号までを一括して議題とします。

まず、議案第 77 号、平成 29 年度美里町一般会計補正予算（第 7 号）の内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第 77 号につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 77 号、平成 29 年度美里町一般会計補正予算（第 7 号）

平成 29 年度美里町の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 8,274 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107 億 8,72

5万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。最初に、追加でございます。旧合併特例事業（防犯等設置事業）につきまして、限度額190万円、旧合併特例事業（地域公共交通拠点施設整備事業）につきまして、限度額70万円、旧合併特例事業（農業施設整備事業）につきまして、限度額6,350万円、旧合併特例事業（公共土木施設整備事業）につきまして、限度額950万円、公共事業等債（公共土木施設整備事業）につきまして、限度額400万円、過疎対策事業（清掃事業）につきまして、限度額200万円、計8,160万円を追加いたしております。

次に、6ページでございます。

地方債の変更でございます。過疎対策事業（防犯灯設置事業）を限度額230万円から240万円に、旧合併特例事業（地域振興基金事業）を限度額1億4,470万円から1億1,770万円に、過疎対策事業（福祉事業）を限度額8,470万円から1億1,870万円に、過疎対策事業（商工振興事業）を限度額300万円から870万円に、過疎対策事業（観光振興事業）を限度額490万円から2,040万円に、過疎対策事業（公共土木施設整備事業）を限度額1億9,280万円から1億8,720万円に、過疎対策事業（学校教育事業）を限度額3,800万円から3,940万円に、過年発生公共土木施設等補助災害復旧事業（震災分）を限度額5,730万円から5,330万円に、過年発生公共土木施設等補助災害復旧事業（豪雨分）を限度額4,050万円から5,030万円に、公共土木施設等単独災害復旧事業（震災分）を限度額840万円から2,640万円に、公共土木施設等単独災害復旧事業（豪雨分）を限度額3,670万円から3,830万円に、災害公営住宅建設事業（震災分）を限度額9,880万円から7,400万円に、現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業を限度額1,430万円から2,750万円にそれぞれ変更いたしております。

次のページをお開き願います。

地方債の廃止でございます。過疎対策事業（林道施設整備事業）、限度額340万円につきまして、事業を後年度に見送るため廃止をいたしております。

次に、10ページをお開き願います。

2の歳入でございます。最初に、上から2つ目の枠でございます。款9地方交付

税の普通交付税につきましては、交付額の決定に伴い2億3,155万1,000円を増額いたしております。

次に、款11分担金及び負担金の農用地等災害復旧事業分担金（H28豪雨分）につきましては、歳出の工事請負費の減額に伴いまして544万円を減額し、平成29年災害分につきましては、歳出の工事請負費の増額に伴い500万円を増額いたしております。

次に、款12使用料及び手数料の森林体験公園施設使用料につきましては、実績によりまして1,200万円を増額いたしております。

次に、款13国庫支出金、項1国庫負担金の目3災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、工事請負費の増額に伴い平成29年災害分と合わせまして1億2,204万7,000円を増額いたしております。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金の目4土木費国庫補助金の災害公営住宅整備事業補助金につきましては、工事費の増額に伴いまして4,000万円を増額いたしております。

11ページをお開き願います。

上から3つ目の枠でございます。款14県支出金の目1総務費補助金の平成28年熊本地震復興基金交付金（創意工夫分）につきましては、新たに制定しました基金の財源としまして1億3,100万円を計上いたしております。

次に、目4農林水産業費県補助金の被災者向け経営体育成支援事業補助金（震災分）につきましては、歳出の補助金の財源といたしまして1,820万円を計上いたしております。

次に、説明欄でございますけれども、農用地等災害復旧事業費補助金（H28豪雨分）につきましては、工事費の減額に伴いまして1億6,456万円を減額しまして、H29災害分につきましては4,500万円を増額いたしております。

次に、節2林業費補助金の癒しの森整備支援事業補助金につきましては、森林体験公園の整備に係る財源としまして48万8,000円を計上いたしております。

次に、12ページでございます。

上から3つ目の枠でございます。款17繰入金金の財政調整基金繰入金金につきましては、1億円を減額いたしております。

次に、款19諸収入の全国市町村振興協会災害対策支援金につきましては、熊本地震からの復旧に資する財源といたしまして609万9,000円を計上いたしております。

次に、同じ説明欄でございます。療養給付費負担金返還金（後期高齢者医療）につきましては、平成28年度分の負担金の確定に伴いまして2,196万5,000

円を計上いたしております。

次に、13ページをお開き願います。

款20町債でございます。町債につきましては、目1総務債から目8衛生債まで、起債対象事業の追加、補助金等の上限によりまして、計1億1,610万円を増額いたしております。

次に、14ページでございます。3の歳出でございます。歳出の人件費につきましては、議会費から教育費まで人事院勧告に伴う増額分を含めまして必要額を計上いたしております。

14ページの上から2つ目の枠でございます。款2総務費の目3財政管理費の地域振興基金積立金につきましては、普通交付税の算定によります縮減額の確定に伴いまして2,838万5,000円を減額いたしております。

次に、目6企画費の節13委託料の地域公共交通拠点施設整備設計業務委託料につきましては、町内4カ所に設置予定の拠点施設バス待合所の設計業務委託料としまして81万7,000円を計上いたしております。

15ページをお開き願います。

同じく企画費の節19負担金補助及び交付金の生活交通路線維持費補助金につきましては、事業期間の実績によりまして90万円を増額いたしております。

次に、目11財政調整基金費の減債基金積立金につきましては、今年度の町債償還の財源とするため1億2,890万円を計上いたしております。

次に、目12特定目的基金費の公共施設整備基金積立金につきましては、公共施設の整備、再編等に要する財源とするため8,700万円を計上いたしております。

次に、同じ説明欄でございます。美里町平成28年熊本地震復興基金積立金につきましては、被災者の支援に要する財源とするため1億3,100万円を計上いたしております。

次に、18ページをお開き願います。

上から2つ目の枠でございます。款3民生費の目1災害救助費の節13委託料の緊急通報体制整備委託料（震災分）につきましては、仮設住宅に入居されている独居高齢者9世帯、要配慮世帯15世帯分としまして38万5,000円を計上いたしております。

次に、節20扶助費の災害弔慰金につきましては、1件分といたしまして250万円を増額いたしております。

次のページをお開き願います。

一番上の枠でございます。款4衛生費、項1保健衛生費の目7水道施設整備費の

節28繰出金につきましては、施設修繕料等の増額に伴いまして簡易水道事業特別会計繰出金としまして358万5,000円を増額いたしております。

次に、款4衛生費、項2清掃費の目3し尿処理費の宇城広域連合負担金（し尿処理施設費）につきましては、汚泥再生処理センター更新事業費の増額並びに広域連合の予算の財源の組み替え分としまして929万7,000円を増額いたしております。

次に、20ページでございます。款5農林水産業費の目4農業振興費の節19負担金補助及び交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業補助金につきましては、実績によりまして200万円を増額いたしております。

次に、被災者向け経営体育成支援事業補助金（震災分）につきましては、事業追加の要望によりまして2,000万円を増額いたしております。

次に、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金につきましては、機械導入に係る実績によりまして253万2,000円を減額いたしております。

次に、目6農地費の農道向江橋工事負担金につきましては、向江橋の架け替え工事を含む河川改修工事の負担金としまして626万円を計上いたしております。

21ページをお開き願います。

上の枠でございます。款5農林水産業費の目5林道開設費の林道大窪線開設工事測量設計業務委託料につきましては、平成31年度に市町村営林道事業により実施するため350万円を減額いたしております。

次に、款6商工費の目2観光振興費の特定小規模施設用自動火災報知設備新設工事につきましては、ガーデンプレイス家族村キャンプ場分といたしまして53万1,000円を計上いたしております。

次に、目3森林体験公園費の節18備品購入費の森林体験公園施設備品購入につきましては、安全装備品の購入費といたしまして110万9,000円を計上いたしております。

次のページでございます。2つ目の枠でございます。款7土木費の目3道路新設改良費の節13委託料、それから節15工事請負費につきましては、社会資本整備総合交付金事業の予算の組み替えを行っております。

次に、目4橋梁維持費の節13、次のページです、節15工事請負費につきましても、社会資本整備総合交付金事業の予算の組み替えとなっております。

次に、3つ目の枠になります。款7土木費の災害公営住宅建設工事につきましては、工事単価の高騰によりまして6,000万円を増額いたしております。

次に、款8消防費の目4災害対策費の修繕料につきましては、防災行政無線の個別受信機64台分の修繕料といたしまして118万8,000円を計上いたしてお

ります。

26ページをお開き願います。上から2つ目の枠でございます。款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費の目1農用地等災害復旧費の農用地等災害復旧工事請負費（H28災豪雨分）につきましては、事業見込みによりまして1億7,000万円を減額いたしております。

次に、同じく平成29年災害分につきましては、農地、施設分合わせまして23件の工事費としまして5,000万円を計上いたしております。

次に、目2林業施設災害復旧費の作業道等災害復旧工事につきましては、次年度に予定しております治山工事に合わせて実施をするため414万円を減額いたしております。

次に、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費の目2国庫負担災害復旧費の災害復旧工事（H28災豪雨分）につきましては、物価上昇に伴いまして1億円を増額いたしております。同じく災害復旧工事につきましては、現年分としまして道路2件、河川4件の工事費としまして4,250万円を計上いたしております。

以上で、議案第77号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第77号の内容説明を終わります。

次に、議案第78号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第78号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

議案第78号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,133万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開きください。2の歳入でございます。一番上の枠ですが、国庫支出金、システム開発費補助金でございます。これにつきましては、平成30年度の国保の制度改正に伴いますシステム改修費の補助金の決定額によりまして12万9,000円増額補正をしたものでございます。

次の枠の款項、前期高齢者交付金でございますが、決定額によりまして36万9,000円増額補正をしております。

次の枠の款9繰入金でございますが、事務費繰入金として計上しておりました国保制度改正に伴いますシステム改修費の一部が補助金の対象になりましたので、繰入金より52万9,000円減額をしたものでございます。

次の下の諸収入でございます。一般被保険者返納金としまして、これは社保加入後に国保資格喪失届出をせずに国保より給付を受けていたため、保険者負担分につきまして協会健保より返納があったため雑収入として269万3,000円増額をしたものでございます。

次に、6ページをご覧ください。3の歳出でございます。一番上の枠ですが、款の総務費、一般管理費です。節の役務費に4万4,000円計上しておりますが、これにつきましては国保制度改正についてのお知らせを各国保の世帯に通知するために郵送料としまして4万4,000円計上したものでございます。

次の13の委託料でございますが、第三者行為求償事務委託料の不足分を1万1,000円増額計上しまして、国保のシステム、都道府県化対応の委託料としまして実績によりまして21万6,000円減額をしたものでございます。

次の枠の款2保険給付費でございますが、一般被保険者の療養給付費に不足が見込まれましたので160万円ほど増額補正をしております。

次の枠の款3後期高齢者支援金でございます。これにつきましては、決定額によりまして47万8,000円減額補正をしております。

その下の枠の款4前期高齢者納付金でございますが、これにつきましても決定額によりまして6,000円増額補正をしております。

さらにその下の款5老人保健拠出金でございますが、これも決定額によりまして5,000円の減額補正にしております。

次の7ページをご覧ください。款6介護納付金につきましても、決定額によりまして1,439万4,000円を減額補正しております。その下の保健事業費でございますが、これにつきましては節の委託料としまして、不足が見込まれる分として6,000円ほど増額補正をしております。予備費につきましては、歳入歳出の調整により1,608万8,000円増額をしております。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第78号の内容説明を終わります。

次に、議案第79号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第79号につきましてご説明申し上げます。

別冊補正予算書（第2号）の1ページをお願いいたします。

議案第79号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,233万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお願いいたします。歳入につきましてご説明申し上げます。

3国庫支出金でございます。目4介護保険事業補助金です。説明にあります介護保険事業費補助金87万円を計上しております。これは、介護保険制度改正に伴う補助金でございます。下の欄をお願いいたします。7の繰入金でございます。目2地域支援事業繰入金です。59万8,000円を計上しております。これは、介護予防ケアマネジメントの委託料の増額に伴う一般会計繰入金でございます。

下の枠をお願いいたします。目5その他一般会計繰入金です。説明にあります事務費繰入金2万7,000円を計上しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。3歳出につきましてご説明申し上げます。

1総務費でございます。1総務管理費、目1一般管理費です。委託料として102万2,000円を追加補正しております。説明にあります総合行政システム改修の委託料でございます。

下の段をお願いいたします。2徴収費、目、賦課徴収費でございます。役務費4万円を追加補正しております。説明にあります賦課徴収事務に伴う郵便料でございます。

下の欄をお願いいたします。3介護認定調査費、目1介護認定調査費でございます。旅費9,000円を追加補正しております。これは、非常勤職員通勤費用でございます。また、負担金補助及び交付金を17万4,000円減額補正しております。これは、宇城広域連合負担金の減額によるものでございます。

下の枠をお願いいたします。3地域支援事業費でございます。目2介護予防ケアマネジメント事業費でございます。委託料として59万8,000円を追加補正しております。説明にあります介護予防ケアマネジメントの委託料でございます。

以上、議案第79号につきましての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第79号の内容説明を終わります。

次に、議案第80号、平成29年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第80号についてご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開き願います。

議案第80号、平成29年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度美里町の砵用西部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,264万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

続きまして、4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出補正予算の財源として199万2,000円、諸収入、給水工事受託事業収入として40万円を計上しております。

続きまして、5ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。総務費、一般管理費におきまして、職員手当等に15万4,000円、水道技術管理者実務研修費として13万円と、有料道路通行料として8,000円、内山浄水場送水ポンプの修繕料として180万円、給水工事に伴う工事請負費として30万円を計上しております。また、公債費の元金及び利子につきましては、財源の組み替えとなっております。

以上で、議案第80号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第80号の内容説明を終わります。

次に、議案第81号、平成29年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第81号についてご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開き願います。

議案第81号、平成29年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度美里町の砵用東部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）

は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億506万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

続きまして、4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出補正予算の財源としまして159万3,000円を計上しております。

続きまして、5ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。総務費の一般管理費におきましては、人事院勧告に伴い、職員給与、手当など、合計11万5,000円、また町道三本松千間線災害復旧工事に伴い、仮設管設置及び本管布設替えが必要となり、修繕料に70万円、原材料費に77万8,000円を計上しております。

次に、公債費、償還金の元金、利子につきましては、財源の組み替えとなっております。

以上で、議案第81号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第81号の内容説明を終わります。

次に、議案第82号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第82号についてご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開き願います。

議案第82号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

平成29年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,756万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入につきましては、歳出の財源といたしまして1万9,000円を計上しております。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。総務費、一般管理費におきま

して、共済費の社会保険料事業主負担金としまして1万9,000円を計上しております。

以上で、議案第82号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第82号の内容説明を終わります。

-----○-----

○議長（中川政司君） 以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

明日13日水曜日は、午前10時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会をします。

-----○-----

散会 午後1時59分

第 2 号

1 2 月 1 3 日 (水)

## 平成29年4回美里町議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月13日(水)

午前10時00分開会

### 1. 議事日程

#### 日程第1 一般質問

順番(1) 3番 坂田竜義議員

順番(2) 7番 吉田美好議員

順番(3) 4番 濱田憲治議員

### 2. 出席議員（12名）

1番 光井博幸君                      2番 今田政行君

3番 坂田竜義君                      4番 濱田憲治君

5番 上田孝君                        6番 松永正憲君

7番 吉田美好君                      8番 渡邊義文君

9番 上村則幸君                      10番 福田秀憲君

11番 吉田起登君                      12番 中川政司君

### 3. 欠席議員（なし）

### 4. 説明のため出席した者

町長 上田泰弘君                      副町長 上田隆信君

教育長 吉永公力君                      総務課長 吉住慎二君

企画情報課長 大西茂君                      税務課長 中嶋春彦君

住民課長 向山照美君                      福祉課長 中村武志君

健康窓口課長 山田輝臣君                      経済課長 宮寄幸仁君

林務観光課長 下田幸輔君                      建設課長 長井寿浩君

水道衛生課長 北島浩徳君                      会計課長 田上和則君

教育課長 倉田辰実君

### 5. 事務局職員出席者

事務局長 福島繁君                      書記 津田里美子君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

広報掲載のために、広報担当者の那須主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（中川政司君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め1時間以内となっておりますので申し添えます。

3番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○3番（坂田竜義君） 3番、坂田竜義でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 通告に従いまして、今回3点ほど質問したいと思っております。

1点目は中学校の統合の問題でございます。2点目が学校給食調理業務の委託の問題でございます。3点目に、すまい再建4つの支援策ということで、県が打ち出しております内容について、3点に渡りまして質問をいたします。

まず1点目は、この中学校の統合問題でございますけれども、平成26年の9月に学校規模適正化審議会が発足いたしまして、平成27年の11月に建議がなされました。その内容は、小学校3校はそのまま、中学校2校を統合すべきだという建議でございました。それを受けて、28年の8月に町の中学校統合審議会が発足いたしまして、この12月まで審議をされたところでございますが、答申の内容が既にまとまったというふうに思いますけれども、内容がどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

今、議員のほうがおっしゃったように、昨年10月に中学校統合審議会の第1回目を始めまして、本年の12月まで7回にわたりまして審議をしてきたところです。12月1日に最後の7回目となる審議会を開催しまして、その中で審議会としての方向性、結論を出したところでございます。教育委員会から中学校統合審議会への諮問の内容は大きく3点ございました。1つ目が学校の位置、それから2つ目が開校の時期、統合の時期でございます。3つ目は学校のあり方ということでございました。その3点のうち、まず1つ目でございますけれども、中央中と砥用中の

どちらかの校舎を利用するという事で、これが一番大きな課題でございました。いろいろな議論が出ましたけれども、最終的には統合中学校の位置は砥用中学校にするという結論が出たところでございます。その理由としまして、いくつかありますけれども、ここでは2点だけご紹介したいというふうに思います。他の中学校を統合するにしても、生徒たちはスクールバスで通うと、ほとんどの生徒がスクールバスで通うということになると思いますので、事務局でスクールバスと同程度のマイクロバスを利用して停留所も設けまして試走をしたところでございます。その結果を審議会の中で提示をしました。毎日登下校する生徒の負担ができるだけ軽いということが重要であるという意見が審議会の中では多数を占めたところでございます。それから、もう一つの理由としまして、水の課題が出たところでございます。過去5年間を調査しましたところ、砥用中学校のほうでは問題はありませんでしたけれども、中央中のほうでは井戸を利用しております関係で、どうしても湧水というようなことがありました。それで、水不足によって学校給食にも影響が出たという問題がありまして、この水の問題は非常に重要であるというような意見もたくさん出たところでございます。ほかにもありましたけれども、2点だけ、その理由として紹介したところでございます。

2つ目の諮問の内容ですけれども、学校の開校の時期ですが、これにつきましては、開校の時期は平成32年の4月1日を目標にするということで決定をしたところです。その理由ですが、過去5年間に県内で統合した7つの中学校について調査をしましたところ、統合の決定から開校まで大体1年から3年でした。もし町長が最終判断として統合という決断を下した場合は、平成30年の4月に準備委員会を発足して、準備期間が2年は必要ではないかというような意見が出まして、32年の4月1日を目標にするということで決まったところです。

諮問の3つ目の学校のあり方でございますけれども、ここにつきましては町内の、勤務しています全教職員からアンケートを採りました。また、最後の第7回目には、審議委員の全員からアンケートを採って、期待する中学校像はどんなものかというようなことで聞いたわけですけれども、いろいろなご意見が出ました。やはり、みんなから期待される町で一つの誇れるような中学校をつくってほしいというのが多かったんですが、これからはその意見だけでなく、児童生徒、そして保護者や地域の方にも意見を聞き取りまして、新しい町で一つの統合中学校を検討していく過程でそういった意見を反映していこうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 答申の中身についてわかりましたけれども、非常に今まで学校

規模適正化審議会には議会から代表が出ておられましたけれども、今度の統合審議会には議会からは誰も出てなくて、議論に参加していないわけですね。途中で教育長のほうから、たしか2回ほどですか、経過の報告はございましたけれど、非常にデリケートな問題なものですから、発言を控えておりましたけれども、一応そういうことで結論が出たということでありまして。審議会の会長は、熊大の石橋先生ですが、もう何十年前から私も存じ上げておまして、県下の各市町村のいろんな審議会の座長とか、いろいろ豊富な経験があらわれる方でございまして、そういう先生の立場では、公平な審議がなされたというふうには思っております。

次に統合の理由、なぜ統合しなければならないかということについてお尋ねをしますが、一応、いろんな制約とか、メリット、デメリットあると思いますけれども、例えば教育行財政制度上の問題ということで、現在の制度上は、この市町村の責務であります。小規模校には手厚く教員が配置されておりますし、統合によって小規模校がなくなると、教職員の定数が減ると、こういうデメリット。あるいは、先ほどスクールバスの話が出ましたけれども、新たなこの施設の整備費用、あるいは遠距離通学によるスクールバスの更新というか、これはもう2年ぐらい前になりますが、スクールバスのブレーキが故障して、あわやという惨事を起こしかねない事故が起こっております。そういうことで、このスクールバスについても、やっぱり古いバスは当然更新しなければならない。そういった問題が出てまいります。それから、地方交付税の交付金についても、この基準財政需要額のうち小中学校費におきましては、児童生徒数、学級数、学校数とかが測定単位になっておまして、統合によって交付金が減るとか、そういうデメリットも考えられます。また、施設整備のための補助金等の問題で、安心・安全な学校づくり交付金、こういった問題、そして市町村を賄う、いわゆる地方債の発行を認めておりますけれど、そういったことが、後で跡地の利用の問題でお尋ねしますが、補助金とか起債で建てたものの、転売とか何かの制限とかがございます。そういった点も含めて、統合をなぜしなければならないのかについてお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

なぜ統合しなければならないのかという点についてでございますけれども、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、適正化審議会というのが発足をいたしました。なぜ発足したかと申しますと、平成25年の6月議会で、まず学校統合についての質問が出たところから。そして、同じ年、25年の住民座談会におきまして、同じ質問がございました。そのときの中学校はといいますと、既に中央中学校が単学級でありました。学年に学級が1つしかないということで、いろいろな課題が出て

きていたところでは、どんな課題かと申しますと、小学校1年から中学校3年までクラス替えができない、そのために人間関係が固定化されてしまうとか、同じメンバーでいくのは仲が良くていいわけですがけれども、良い意味で競争がない、切磋琢磨する場面が少ないということがございました。また、部活動が部員不足になりまして、中体連へ出場するにもよその中学校と合同でチームを組んで出場するということがございました。また、砥用中も将来は減少傾向が続いていくということで、このままでは非常に難しい問題もたくさん出てくるということで、学校規模適正化審議会を発足して審議をしていったという過程がございます。その結論は、先ほどおっしゃいましたように、建議書という形で、小学校は現状維持、そして中学校は統合を考えていくということで結論が出たものでございますから、その後、町長の指示で中学校適正化、中学校の統合審議会をつくって審議を重ねてきたところでございます。

以上のような理由で統合を進めてきたということでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） ちょっと財政上の問題とか触れられませんでしたけれども、これはまた後の質問項目に関連しますので、次に移っていきたいと思います。

次に、適正な学校規模、適正な通学距離という言葉が建議書の中にも出ているわけですが、旧文部省の基準によりましては細々、何歳から何歳までには2キロ、4キロとか、いろいろ細々例示してございますけれども、最終的にはこの設置者である自治体の責任で決めなさいと、こういうことだろうと思います。ですから、非常に本町は東西に長い町でございまして、非常に端から端までかなりの距離がありますものですから、そういったところを踏まえて適正な学校規模、適正な通学距離についてどのように整理をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、国は指針で標準学級というのを示しております。1956年もちょっと古いんですけども、標準学級数を12から18ということで示しておりますが、現在は全国においても約半数の小中学校がこの基準を下回っているところです。この基準からすると、本町の小中学校はすべて小規模校ということになります。小規模校には小規模校のよさがございますけれども、先ほどの質問のときにお話をしましたように、いろんな課題も生じてきたところです。

そういった中で、平成27年の1月に文部科学省は新しく手引を出しました。その中には、もっと詳細に示しておりまして、最後には、いろんな諸般の事情、地域

の実態、その他があるので学校の統廃合は最終的には市町村の判断に委ねるということになっているところです。そういった過程も踏まえて、また学校規模適正化審議会の途中で、この手引案が出ましたので、その手引案も委員の皆さんにお示しをして、議論の中身を深めてきたところです。

また、お聞きになりました中での、通学距離も含めてよろしいですか。通学距離につきましては、手引案が示していますのは、小学校は4キロ、それから中学校は6キロ、またスクールバス等を利用した場合には約1時間以内というようなことを示しているところです。本町の場合は、やはり東西にかなり広いということもありまして、現在は小学生はスクールバス、中学生は路線バスあたりを利用しているわけですけれども、相当数の子が自転車通学をしているところです。もし統合した場合には、どうしても6キロ以上になりますので、スクールバスを使って通学するということになるかというふうに思います。

また、指針、手引案が示している1時間以内と申しますと、毎日登下校で朝、それから帰り、1時間と申しますと相当な時間になります。県下のほかの地域の統合した学校あたりのスクールバスの状況を見ますと、大体が1時間以内で通っているようです。ですから、子どもたちの負担を考えて、1時間以内というようなことが、最初に申しましたスクールバスを使った試走の結果を審議した中でも、大きな話題になって、議論をしたところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） この学校基本に関しましては、教育長が今言われますように、2015年の1月に手引が出されております。その前に、1973年に小規模校にも価値があるということで、機械的な統廃合は避けるべきだという、旧文部省の通達も出されまして、またそれを受けて平成17年の8月に文科省の再確認をされたような経過もございまして、そういった経過を踏まえて最終的な答申がまとまったものと思います。先ほども冒頭に触れられましたけれども、この統合後の中学校は何を目指していくのかということについてお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、町内に勤めています全教職員からアンケートを採りました。また、統合審議会の委員さん方からも忌憚のないご意見、それから最後にはアンケートもいただいたところですが、その中にこういうのがございます。教職員のアンケートからですけれども、町の誇りとなり、地域とともにある学校を目指してほしい。それから、いきいきとした生徒の姿が感じられる学校を目指してほしい

というのがあります。また、審議会委員のアンケートの中には、町民誰もが統合してよかったと思える、愛される学校を目指してほしい。また、両中学校の伝統を引き継ぎ、町の核となり、地域とともにある学校を目指してほしいというのがございます。町の教職員は毎日子どもたちと接しておりますし、地域の実状に非常に詳しいということもありますので、教職員は自分たちの子どもたちはこんなふうに通える学校になってほしいという気持ちが出ているんじゃないかなというふうに思いますし、審議会の委員さん方は相当学校の位置を決めるというような大きな課題を審議してこられた方々だけに、やはり統合してよかったと思えるというような、そういう気持ちをほとんどの方が持っていらっしゃいました。ですから、町で一つの中学校となりますので、やはり誰もが行きたい、もしくは行ってよかったと思えるような学校を目指していきたいなというふうに思っております。そのためには、やはり準備段階が大事だというふうに思いますので、もし2年というふうに決まれば、その期間を利用して、こんな学校を目指したいというものをさらに明確に、議員の皆さんからもいろんなご意見をお聞かせいただきながら示していきたいというふうに思っているところです。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） それは、アンケートの結果とか、新たに審議員の皆さん方からもアンケートを採ったという話もございましたけれども、そのあたりは何か結果の公表というのはされますか。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

アンケートの結果をまとめて整理をしているところでございますので、公表したほうが良いという場面がまいましたら、皆さんにもお示ししたいというふうに考えているところです。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） それでは、次の5番目ですが、今後のスケジュールですね、準備期間については冒頭に2年というのが出されておりますが、今後のスケジュールについてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

今後のスケジュールでございます。方向性が出ましたので、答申書がほぼまとまっております。12月20日に審議会の石橋会長のほうから教育委員会へ答申書を提出していただく予定です。それを受けまして、教育委員会は答申書の内容を協議しまして、1月中には意見書としてまとめる予定でございます。また、この件は町

民の皆さんも非常に関心が高うございますので、12月28日ごろに配られると思いますけれども、広報みさとの1月号に記事として載せようかというふうに計画をしているところです。

それから、教育委員会は意見書を1月に取りまとめますけれども、まとめた後で意見書と答申書を一緒に町長に1月中旬か下旬ごろには提出をしたいというふうに思っております。その後、町長は答申書、意見書を確認しまして、熟慮されるというふうに思いますけれども、もし町長の最終判断が答申書を尊重するというような判断を出された場合には、来年の4月に準備委員会を発足しようというふうに考えております。また、その際には条例等の改正が必要になるかというふうに思います。美里町立学校設置条例の一部を改正する条例というのが必要になってくるかというふうに思いますので、そのときには議会の皆さんにもよろしくお願ひしたいというふうに思っているところです。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 大体スケジュールはわかりましたが、あと県の教育委員会への認可手続とかもありますですね。それは、また並行してされると思いますけれど、最後に跡地の利用についてお尋ねいたします。先ほどもちょっと触れましたが、補助金適正化法によりまして、補助金を受けて取得した建物、用地等については、転用、譲渡、取り壊しするときは、補助金の全額を国に納めてからやりなさいとか、原則論としては、そういう書き方になっております。文科大臣の承認が必要だと、云々と、こういうふうになっておりまして、ただ最近では転用の弾力化ということで、地域再生計画が認定された場合とか、補助事業が完了後10年以上経過、10年未満の場合も自治体が公用に使う場合はいいとか、いろいろありますが、そういう条件の中で、跡地の利用についてはどこまで検討されておるのか、お尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

統合によりまして中学校の施設及び跡地は今後利用しないということになりますが、中学校の施設や跡地は町民共有の貴重な財産でございます。地域住民の意向を踏まえながら、また今後は地域づくりとかまちづくりに貢献できるような幅広い視点で有効活用を考えているところです。なお、補助金の起債等に関しましては、課長のほうからお答えいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 補助金等につきましては、課長のほうから説明があるというふうに思いますけれども、ただ議員がおっしゃいましたように、統合すれば一つの学

校が残るといような状況が生まれます。その残った学校につきましては、文部科学省が実施している廃校プロジェクトであったり、あるいは企業であったり、あるいは学校等の誘致も視野に入れながら教育長からも説明がありましたとおり、有意義な廃校利用ができるようにしなければならないと思いますし、今、ご指摘いただきました国との協議あたりも出てくるのかなと思っております。そういったところは慎重に進めたいというふうに思っております。

○議長（中川政司君） 倉田教育課長。

○教育課長（倉田辰実君） ご説明を申し上げます。

まず、補助金につきましてでございますけれども、県の担当課のほうに問い合わせを行いました。廃校のみであれば、特に国・県等への届出等は必要ございませんということで確認をいたしております。ただし、用途を変更し、跡地利用は現実的になった場合に限りましては、国に対しまして財産処分の届出が必要になるということを確認いたしております。また、補助金の活用でございますけれども、統合後の補助金の利用につきましては、これまで同様、何ら関係なく申請、活用できるということも確認いたしております。補助金の詳細につきましては、今後県の担当課並びに本町の財政担当者等と十分な協議を検討しながら、有効でかつ必要に応じた補助金の活用を図っていきたいというふうに考えております。また、起債関係につきましてでございますけれども、廃校のみであれば国に対しまして用途廃止処分行為申請書を提出する必要があるございます。また、用途変更を行いまして、用地利用、売却対応等を行う場合につきましては、起債残の繰上償還も必要になる場合がございます。ちなみに、用途利用の内容等につきまして、方向性が明確になった時点で九州財務局との協議が必要になってくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 大体わかりました。ちょっと通告はしておりませんが、これは答えは結構です。先日、熊日新聞に高森東学園ということで、これは小中一貫校の記事が出たですね。そういう、将来的に、今、小学校はそのままということですが、将来的にまた児童が減って小学校の統合問題も出るかもしれませんね、将来的に。そういうときに、今度は恐らく小中一貫校についてはあまり議論はされていないと思いますが、今後ぜひそういうことも含めて検討課題としてお願いしておきたいと思えます。

それから、跡地の利用については、いろいろまたアイデアも出てくる、職員の人たちもいろいろお考えがあると思えますけれども、一つは先日、委員会で佐賀のほうに研修視察にまいりましたが、みやき町というところでは、防災拠点ですね、こ

れも一つ地域防災の拠点として廃校を利用するというのも一つ、私としてはいいんじゃないかなと思います。これは個人の見解ですけれども。そういったことも含めて、住民の意見も十分お聞きになって、廃校がまた有効に活用されますように、検討方をお願いしておきたいと思います。

続きまして、大きな2番目の学校給食調理業務の委託についてお尋ねをいたします。一応、学校給食調理業務の委託というのが決定をいたしまして、業者選定も済んだというふうに聞いておりますけれども、もともこの教育委員会が保護者等に配られた文書とかを見ますと、民間委託の理由というのがいまいちきちとした財政的な理由とか一切書いてなくて、ただ、要するに現業の正職員が減って、退職者のあとの補充については非常勤ですとやってきたと。これまで通り自校方式を続けるなら、調理業務だけ委託する外部委託方式を採用するしか方法がありませんと、こういう書き方なんですね。ですから、なら現業の正職員を入れればいいじゃないかというふうにも言えますし、自校方式じゃなくてセンター方式は検討したんですとか、いろいろ聞きたくなるわけですよ。ですから、なぜ民間委託が必要なのかというのをきちとやったり、もう少し、いろんな行革とか、財政的な裏付けとか、いろいろ、ほかの宇城市しか甲佐町とか見てみると出ておりますが、そのあたりには触れておられませんけれども、なぜ民間委託が必要かについて説明いただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

なぜ民間委託が必要かということでございますが、国の動きを見ますと、昭和60年に当時の文部省が通知文を出しております、学校給食業務の運営の合理化というのが出てるところです。その中には、合理化の必要性が指摘をされております。また、地域の実状等に応じた適切な方法によって合理化を進めるようにというような指導もあっているところですよ。また、その通知文の中には、記載事項としまして、地域の実状等に応じてパートタイム職員を活用したり、共同調理場方式、そして民間委託等の方法によって人件費等の経常経費の適正化を図る必要があるというふうになってございます。また、本町は平成16年に旧中央町と砥用町が合併をいたしましたけれども、その翌々年、平成18年に美里町行財政改革大綱というのをしております。その中に、職員の改革というところがありまして、職員数等の適正化というのがございます。その中を見ても、このように書いてございます。現業職員においても、定年退職による職員数の削減を基本に合理化を図っていきます。学校用務員及び図書司書については、職員退職後、委託等に切り替え、給食調理員についても職員退職後の補充は行いませんというふうに町の方針を出し

ているところです。こういったことがありましたものですから、議員がおっしゃいました退職後の後補充はしませんで、非常勤職員を雇って何とか自校方式を続けてきたところですが、保護者にも文書で出しておりますように、退職が続きまして非常勤職員を雇ったとしてもぎりぎりの状態で実施をしているのが現状でございます。また、ここ数年はアレルギーの子どもも増えてきて、その対応も必要ということで、なかなか厳しい状況が続いておりましたので、委託をしなければ、なかなかもうその先はやっていけないという現状が出てきましたものですから、今回委託を決めたということになったわけです。なお、センター方式も一応考えましたけれども、やはりそれぞれの学校に立派な施設がありますので、できるだけ子どもたちの側でつくって温かいものを提供したいということで、自校方式の中で調理業務だけ委託するという結論になったわけでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 昭和60年1月の文部省の合理化通知、ここに持っておりますけれども、要するに私が言いたいのは、宇城市とか甲佐町とか、ずっとホームページで調べまして一応経過を見てみましたけれども、御船町におきましては、平成21年7月に学校給食問題検討実行委員会というのが組織されまして、非常に民間委託がなぜ必要かという部分について、かなり濃密な議論がされとるわけですね。これは、平成21年の7月に発足して11月まで、地産地消と学校給食と財政という、三つの分科会をつくって、毎週1回議論がされて、1分科会で十何回ですね、全部、毎週1回ずつやってきて、そして平成21年11月にその検討報告書というのがまとめられて、今、私がここに持っておりますけれども、非常にきめ細かな議論がされております。その間に先進地の研修とか、町内外の給食施設の視察とか、あるいは試食会とか、町民に対するアンケート調査、それから町民全体を対象とした給食フォーラムだとか、いろいろそういう議論を積み上げてきて、ああやっぱり、民間委託が必要だなという、町民全体の認識というか、それをずっと創り上げてきておきまして、非常に丁寧な議論がされとるわけですよ。ですから、今後、小学校は当面残ります。将来的にずっと現業正職員が減っていった場合に、また小学校も委託しますよとか、そぎゃん問題が出てこないとも限らんですね。そういった点で、まだ遅くはないから、本当にもう少し丁寧な民間委託についての議論をぜひしていただきたいと思うわけです。なぜかという、学校給食法が昭和29年にできまして、非常にその当時の学校給食法の精神というのは、もう民間委託なんか全く想定していない法律の内容ですもんね。二千何年にまた改正はされとるけれども、基本的に子どもたちを重視した、児童生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善云々ということで、非常に重要な子どもの給食について位置づけがされて、ずっとこの間

来とるわけですね。そして、2005年に食育基本法というのが制定されて、また食育推進基本計画というのもつくられて、町でも一応つくられております。そういう学校給食法と食育基本法という、非常に大きな法律で、きめ細かにそういう位置づけがされておまして、この民間委託というのは基本的に学校給食法に反してはおらんかと、設置者の責任放棄をしていないかと、このような視点から、これはどうなっているか、お尋ねをします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、学校給食法の中に学校の設置者の任務ということ、学校給食は学校の設置者が実施されるように努めなければならないという1項がございます。先ほどの答弁でも答えましたけれども、それが本当に必要ではありませんけれども、国の方針であるとか、町の出しました方向性、方針であるとか、現業職員を退職した場合には補充しないというようなこともございまして、今回の外部委託という最終的な結論になったわけでございます。子どもたちには外部委託してもできるだけ影響が少なくなるようにというようなことで、献立は町の栄養教諭がつくったものを同じように提供する予定でありますし、これまでどおり地産地消、できるだけ身近なところで採れた新鮮な野菜を使うというようなことを考えておまして、その点は委託しました業者とも入念に打ち合わせをして、子どもに影響ができるだけないような形で今後進めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 民間委託は、この3点目ですが、教育の放棄ではないかという視点で質問をいたしますが、学校給食法は学校給食の目的を児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものと、こういうふうに位置づけておまして、要するに教育の一環で給食をやるんですよというのをきちっと明確に定められておるわけでありまして、基本的に学校給食法の定める学校給食の理念に反するのではないかと私は思っているわけございまして、子どもの学校給食については、教育学者の間では子どもの希望、職員の意見を尊重して給食内容、条件を整備していく必要があると、こういう指摘がされておるわけございまして、ずっと業務委託の検討委員会におきまして、果たして子どもの意見が聞かれたのかどうかですね。おそらく子どもの意見はほとんど聞いておられないのじゃなかろうかと、このように思います。そういうことで、教育の放棄ではないですかということで、この点、お考えはどうでしょうか。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

給食は、年間190日ほどあります。子どもたちの教職員も非常に楽しみにしている給食でございまして、学校調理員が給食を取りに来た子どもたちと接することがありますので、いただきますとか、お世話になりますとか、ありがとうございますという言葉がそこで聞かれます。その接点によって、感謝する気持ちであったり、そういったものが育っているわけでございますけれども、その接点が委託をした場合には減るのではないかなという心配が若干ございます。ただ、学校におります栄養職員は、調理場の中に入ることが減りますので、それ以外の食育に関する業務を担当できる時間が増えるということになります。これまでは、所属する学校にしかおりませんでしたけど、身近な町内の小学校等にも出掛けまして、食育に関するいろんな指導ができるということで、ある程度できるんじゃないかなというふうに考えているところです。また、町では学校給食基本計画というのを現在策定中です。その中でも、学校の給食時間と色々な教科をつないだりするようなことを計画しておりますので、食育に関することもその中で取り入れていこうというふうになっているところなんです。民間委託となりますけれども、できることを精いっぱいやりながら、食育を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 次に、民間委託の安全性、安全な給食提供業務を担保できるかということでお尋ねしますけれども、最近、前にも堺市におきましてO-157事件とかありました。直近でも、神奈川県とか、いろんなところで異物の混入とか、いっぱい給食に異物が混入して、つい2、3日前も何か裁断機の刃が入ったとかあったですね。非常に給食について、子どもの安全にとって大変な問題を抱えておりますし、今後そういうO-157の問題、異物混入の問題、子どもたちに安全な給食を提供するために、きちんとした安全対策ですね、こういった点について本当に問題がないのかですね。今は、安全な給食を子どもたちに提供するために、このO-157事件を受けて文科省が通達しておりますのは、調理員が十分手間暇掛けて食材を洗って、調理器具等を消毒することが不可欠であると、このように通達で言っております。学校給食の安全は何者にも優先するんですよということ念を押してございますけれども、このあたりの今後委託した後の安全対策、このあたりについては大丈夫でしょうか。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

11月の末にプロポーザルが終わりまして、委託業者が決定をしたところでございます。また、その際出していただきました学校給食とか、衛生管理に関する提案

書を確認いたしました。これは、検討委員全員で確認をしたところです。その結果でございますけれども、すべての業者が資料を出しておりましたけれども、決定をしました業者を再確認しますと、より安全でおいしいマニュアルや体制が整っていると、十分整っていると認識をいたしましたし、アレルギー対応の実施体制もきちんと整っておりました。また、今おっしゃった心配であります食中毒、O-157、異物混入、万が一の事故が発生した場面の危機管理体制についても、きちんとした、起こさないためのマニュアルが準備してありましてし、損害賠償保険等を充実しておりました。それ以外にも、調理職員の研修をきちんと作っておられましたし、いろんなマニュアルがそろっているということを確認したところでございます。決定しました業者は、県内はもちろんですけれども、九州や全国で392カ所の学校給食事業を現在展開しております、実績も十分でございます。来年の4月から中学校2校で委託が始まるわけですが、事前の打ち合わせその他、確認時期もありますので、開始されました後も当然ですけれども、きちっと連携を図りながら、監視しながら、見守りながら、学校とも連携して、業者とも連携をしてやっていこうというふうに考えております。不安に思われることがないように、来年の4月から努めていこうというふうに思っているところです。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） くれぐれもこの安全対策については、非常に子どもの健康に関わることでありますから、十分気をつけてやっていただきたいと思っております。

5点目に、職業安定法、労働者派遣法等、関係法令は適正に運用されるのかどうかについてお尋ねしますけれども、基本的に学校栄養職員につきましても、委託先の労働者に直接指揮命令ができないと、この法律上の制約がございます。こういった点。今までのように栄養職員が調理室に入って行って、ああだ、こうだということができなくなるんですね、法律上。そこにちゃんと管理者を置いて、その管理者の指揮の下にやるとか、いろいろ出てきますが、非常にあちこち見えていますと脱法行為が多いわけですよ。ですから、この点について、一応答えをいただいて、これはまだ4月以降の委託先の状況を把握した上で、また改めて質問する場合がございますので、今現時点での私の今の質問についてのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（中川政司君） 倉田教育課長。

○教育課長（倉田辰実君） ご説明を申し上げます。

本町で今回進めさせていただいております学校給食調理業務等の委託につきましては、今後業務委託契約の締結を予定いたしております。議員がおっしゃいますように、今回の業務委託につきましては、職業安定法施行規則第4条並びに労働者派遣法に係ることは認識いたしております。議員ご指摘の職業安定法及び労働者

派遣法の適正な運用につきましては、今後、本町と同じような方式を取っておりますほかの自治体等の状況等をお聞きしながら、適正な運営のあり方等につきましてしっかりと検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） その点、いろいろあっちこちで問題が起きて、そのままにしてあるところも結構多いわけですね。ですから、先ほど言いますように、4月以降の私も実態をちゃんと調べた上で、4月以降の課題ですから、それはまた改めて質問等をする場合がありますので、申し添えておきます。

最後に、すまい再建4つの支援策についてお尋ねをいたします。先日、県のほうが支援策を発表いたしました。高齢者向け返済特例、リバースモーゲージ型融資への利子助成、2点目が借入金850万円までの利子助成、3点目が民間賃貸住宅への入居費用の助成、4点目、引っ越し費用の助成ということで、県が発表いたしました。この県のすまい再建4つの支援策について、本町ではどの程度需要を見込んでおられるのかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） お答えいたします。

すまい再建4つの支援策のうち、県が事業主体となる60歳以上の方に向けた支援、リバースモーゲージ実施助成事業及び子育て世代も安心して借りられる自宅再建利子助成事業につきまして、当事業が決定する前でしたが、応急仮設住宅、みなし住宅、町営住宅の入居者の方々を対象とした意向調査を6月に行いました。その中で、48世帯の方々が自宅を再建したいと答えられております。また、本年11月末から12月にかけて、応急仮設住宅、みなし住宅、町営住宅の入居者の方々に対して仮設住宅延長についての事前調査を行いました。その調査の中で、自宅再建する場合、リバースモーゲージ利子助成事業を利用したいと回答された世帯は0件、自宅再建利子助成事業を利用したいと回答された世帯が18件ありました。なお、町営住宅入居者の方々につきましては、町営住宅延長等についての事前調査の中で、自宅再建について現在調査を行っています。また、町が行う事業といたしまして、転居費用助成金、一律10万円の助成金につきましては、建設型応急仮設住宅、みなし住宅及び公営住宅入居者以外も対象となりますが、9月補正予算時におきましては、60世帯を計上させていただいております。内訳といたしまして、建設型応急仮設住宅41戸、借上型応急仮設住宅、みなし住宅です、9戸、町営住宅10戸の計60件としております。また、民間住宅、賃貸入居者支援助成金一律20万円の助成金につきましては、助成要件が民間賃貸住宅へ移転した場合とあります。で

すので、転居費用助成金に比べ申請が少ないと考えられますので、30世帯分を計上しております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） わかりましたが、町独自の助成についてですが、今、既存の制度では木造住宅の場合はたしか50万円の補助というのがございますが、南阿蘇村をちょっと調べましたところ、災害の関係で住宅を再建する場合は、村独自で100万円の助成金を出すと、こういう村もございます。ですから、特に被災されたところの再建ですね、このあたりについては、この町独自の助成というのはないのか、お尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町におきましては、震災当初から町独自の支援といたしまして、土砂撤去であったり、お風呂が壊れた方への無料パス、そういった土地改良であったり、いろいろなことをやってきておりますが、再建につかましての独自支援はないかということがございますが、議員おっしゃいますように南阿蘇村では自宅再建助成を検討しているということがございます。本町といたしましても、被災者の方々の声を聞きながら、町独自の復興支援について、何が必要かということを検討してまいりたいと考えております。なお、その財源といたしまして、復興基金の配分金を充てたいと考えておりますが、これが補助事業であったり、地方債の対象事業には活用できないというような一定の制約がございます。そういったことも含めまして、熊本県とも連携を深め、また周辺の市町村とも情報交換等をしながら、生活を再建していく上でどの支援策が一番皆さんが喜ばれるのか、欲しておられるのかということを考えていきたいと考えております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） よろしく検討をお願いしたいと思います。

福祉課のほうでもそれぞれ努力をされて、個別のアンケートとか採られて意向調査をした上での回答が先ほどありました。今、社協におきましても支え合いセンターということで、日常的に訪問をされておりますし、その支え合いセンターの活動も十分お願いしたいと思いますし、また個別の、ただ待つとって説明会をするということじゃなくて、それこそ私はこの町の、いわゆる定年で辞めた方の活用ですね、ベテランでいろんな制度的にも詳しい人がおられますから、そういう方たちも訪問していただいて、個別の事情を把握して、できるだけ被災者に寄り添う、そういう取り組みをぜひお願いをしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（中川政司君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。  
ここでしばらく休憩いたします。再開を11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問の途中でしたので一般質問を続けます。

次に、7番、吉田美好君の一般質問を行います。吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 議席7番、吉田美好でございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） 今回の一般質問につきましては、大きく分けまして、1、各種災害発生後の対応についてということと、2、本町議会の一議員が原告人となり、町長を被告人とした国家賠償法による訴訟についてということでお尋ねをしたいと思っております。

まず、1番の災害についてでございますが、災害とは自然災害、いわゆる地震、豪雨、台風、あるいは火災、人的災害があると思っておりますが、人的災害については事件になる可能性が多いというふうに思っておりますが、いつ起こり得るかわかりませんが、予防対策をやっている、想定外の災害が発生した場合には、町として生命・財産を守る、速やかな対応をしなければなりません。そこで、役場の通常業務を遂行しながらの災害対応とならざるを得ないかと思っておりますが、通常業務遂行と災害対応とはどのような形態で、方法ですね、対応されているのか。これは人的なことも含めてですが、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

災害が発生した際、町は災害応急対策や復旧・復興の業務を担うとともに、住民生活に不可欠な通常業務も継続していくということが求められております。昨年発生いたしました熊本地震の発災時から応急対応期、復旧期までの対応を振り返ってみますと、震度5強を記録しました前震では、警戒態勢としまして地域防災計画に基づき、防災担当者及び両庁舎にそれぞれ4名の職員を配置し、情報の収集を行ったところです。震度6弱を記録しました本震におきましては、災害対策本部を設置し、本部長の指示により各職員が地域防災計画に定める任務分担に基づき災害対応業務にあたっております。この間の通常業務の対応につきましては、特段の取り決めは行っておりませんでしたので、混乱をしている中でございましたけれども、災

害対応業務を行いながら、その場に居合わせた職員が通常業務に対応に適宜対応していたというふうに認識をしているところですし、台風、それから豪雨等の災害に対しましても同様の対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） ②におきまして、避難を余儀なくされた場合の処遇はと、抽象的な書き方をしておりますけれども、避難勧告、避難命令等により、避難をされた場所によっては床が板張り、あるいは畳敷きだったりと思いますが、一晩、二晩ぐらいただったら横たわってでもしのげるとは思いますけれども、あるいはなかなか思うようなくつろぎはできないとは思いますけれども、全年齢層の方が集まるというふうに私は思っております。乳飲み子だったり、子ども、あるいは介助を必要とする方等、精神的な苦痛を感じないような配慮も必要かと思っておりますけれども、その辺はどう考えておられるのかをお尋ねしたいと思っております。ちなみに、去年の地震の後ですが、中にはなんかわーわーわ、わめき散らかすといひますか、そういつて大将しとるものおると。恐怖心さえ抱く人もおられたという話も聞いておりますので、その辺の対応ですね、どう考えておられるのかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

避難者の方への対応につきましては、災害の規模、災害の種類、それから避難情報の発令内容、あるいは避難の期間により異なる部分が出てまいります。大雨や台風など短期の避難で可能な場合につきましては、食糧、あるいは寝具などの身の回りの用品は各自で持参していただきますし、簡易的なマット、それから毛布類につきましては準備をしておりますので、自由に使っていただいているというところでございます。また、大規模災害で避難が長期化するような場合におきましては、避難者の方の体調管理、あるいは食事の提供、生活用品の提供など、必要なものに対しては対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほどの災害対応の人的なところとも関係がございますので、少し私のほうからも補足をさせていただきますが、去年の熊本地震や豪雨災害のような長期にわたる対応が必要な災害におきましては、非常時に優先する業務の整理に加えまして、応急対応期の短期派遣、あるいは復旧期の長期派遣など、他の自治体から行政職の方、あるいは土木技術に明るい方、そういった方々の職員の派遣を受けることも不可欠であるというふうに考えておりますし、そのため、やっぱり自

治体間で応援協定をあらかじめ結んでおくことも重要ではないかというふうに考えております。結果、例えば町の職員は町の通常業務プラス災害対応、応援で来ていただいた例えば行政職の方、あるいはこれまでいろんな地域で災害対応にあたってこられた、そういう職員の方が派遣でもし来ていただければ、例えば避難所の運営をお任せするとか、議員がおっしゃいましたように、いろんな方がやっぱりいらっしやって、避難所の運営というものも非常に難しゅうございますので、そういった派遣で来ていただいた方に任せたり、あるいはもし派遣が来られた方々が土木に明るい方々であれば、町の職員を運営に回したりというようなことをしながら、やはり、ただでさえ不安に思っただけで避難をされている方々のその不安を少しでも取り除くような、そういう対応に努めていかなければならないのではないかと、改めて災害を受けて考えさせられたところでございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） そういったことで対応していただくなればというふうに思っております。いずれにしても、自分たちの想像以上のことが起きるから災害が起きるわけですね。ですから、対応の仕方も非常に難しいと思っておりますが、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、簡易な炊事場、これは調理場と言ったほうが適切かもしれませんが、簡易な炊事場施設の設置も必要ではないかと。また、日数でも違うが、隔て等の設置ができればと思うがというふうに書いておりますが、集会場等については調理室もあるかというふうに思っております。体育館、またほかの施設に避難された場合を考えての質問でありまして、先ほどもありましたが、先だって佐賀県のみやき町に防災センターの視察に行きました。10月18日に視察研修をやったわけでありまして、そのこの庁舎の2階に畳敷きの部屋、20畳ぐらいだったと思っておりますが、ふすま一つ隔てて隣は調理場だったと、4台ぐらい大きなやつを据えてありまして、なるほどなど。やっぱり一番心が落ち着くというのは、そこにいてやっぱり熱いお茶でもいっぱい、あるいは食べ物でも簡単な調理ができる場があればなど。集会所あたりはそういうことは完備されとると思っておりますけれども、体育館あたりはそういうことができんわけですね。やたら火を扱うこともできんだろうし、そこら辺の対応といたしますか、今後、例えばうちだけの町じゃなくて、隣町も災害に遭ったときは困りますが、そういったところの連携プレーといたしますかね、広域連合あたりでもそういったことができれば、町だけでそういったものを備えなくても準備する備品としては何台かぐらいあったほうがよくはないかと思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

現在、本町におきましては、熊本地震の対応を受けまして、備蓄倉庫並びに備蓄品の整備を計画いたしております。ご指摘いただいております簡易的な炊事場につきましては、指定避難所の状況がそれぞれ異なっておりますので、備蓄品の整備の中で調理器具等が整備できないかということで検討をしてみたいというふうに考えております。また、隔て、仕切り等につきましても、避難者のプライバシーを確保する観点から必要となっておりまして、こちらにつきましても簡易的なものにつきまして備蓄品として整備ができないか、併せて検討をしてみたいというふうに考えております。

また、物資等の調達関係におきましても、他の自治体も含めまして、関係の事業者等々とも協定を結ぶなどいたしまして、物資の確保を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） 先ほども若干触れましたけれども、言葉は悪うございますが、しきり役といえますか、リーダーは居って必要と思います。先ほど町長の答弁の中でありましたが、応援部隊で来られた方をリーダーとしてそこに置いたりとかという、やはりケースバイケースでその辺の配慮はしていただかんと、せっかく避難して恐ろしかと、恐ろしか目に遭ったということになれば、非常にこれは問題というふうに思っております。大将はおらんでもリーダーは必要というのが私の考え方です。

以上で、その件については終わりたいと思います。

次に、2の本町議会の一議員が原告人となり、町長を被告人とした国家賠償法による訴訟についてでございます。一般質問については、傍聴に来られない方々に対するの広報というようなことで、町内全域に放送が流れております。私どもは、訴状を見ておりません。訴訟の罪状ですかね、内容は名誉毀損で、損害賠償を求めているというふうに聞いておりますが、賠償額と内訳をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） お答えいたします。

昨年7月11日に、この美里議会の委員会で議決をされました議員辞職勧告決議によりまして、精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法に基づきまして原告の渡邊議員の訴訟代理人弁護士より熊本地方裁判所に美里町を被告とする訴状が提出されました。訴状につきましては、被告の美里町に対して440万円の損害賠償と熊本日々新聞並びに広報みさとに謝罪広告の掲載を求める内容となっております。な

お、これに対しまして、本町といたしましては、熊本地方裁判所に対しまして原告の請求の棄却並びに訴訟費用の原告負担の判決を求める答弁書を提出しているところでございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） なぜそんな事態に至ったのかということで、私見を交えて経緯を説明したのち、また答弁をいただきたいというふうに思っております。なぜかといいますと、やはり議会関係者はほとんどわかっていると思いますけれども、一般の方は何か裁判がありよってだろうというぐらしかわかっとならんと思っておりますので、その経緯を読み上げたいというふうに思っております。なお、質問事項として本町議会の一議員が原告人となりと申し上げておりましたけれども、一議員とは渡邊義文議員のことです。これより先において、議員名を明らかにしておいたほうが内容のつづわりがよいというふうに思っておりますので、お伝えをしておきたいと思っております。

事の始まりは平成28年3月29日、議会事務局受付の美里町住民より美里町議会議員長に対し、渡邊議員ほか1名に関して、美里町政治倫理条例第2条並びに第6条関係に該当する事由があるとして、条例第9条に基づく調査請求がっております。議長はこの取扱いを議会運営委員会に諮り、同委員会は美里町議会議員政治倫理調査特別委員会を設置して調査が必要との回答がなされております。その後、臨時会において特別委員会設置の議決がなされ、請求に係る事項を調査することとなりました。

調査の経過を述べたいというふうに思っております。

平成28年4月22日、臨時会において設置をされまして、同日、第1回の特別委員会の開催を見ております。これは1時20分から1時55分まで、議会委員会室において、委員長、副委員長の互選と次回の調査について協議を行っております。

平成28年4月27日、この日が第2回の特別委員会を開催しております。これは午後1時半から午後2時54分まで、議会委員会室において調査請求書の内容確認と次回の調査について協議を行っております。

平成28年5月10日、第3回の特別委員会を開催しております。このときは10時から休憩を挟み午後3時58分までということです。議会委員会室において、午前中は調査請求者からの聞き取りによる内容確認を行っております。午後は対象議員である渡邊義文議員より意見聴取を行っております。

平成28年5月17日、第4回の特別委員会を開催しております。午後1時30分から午後3時06分まで、議会委員会室において修正・削除後の内容審査及び調査と次回の調査について協議を行っております。

平成28年5月26日、第5回の特別委員会を開催しております。午後1時から午後3時21分まで、議会委員会室において参考人として有限会社新和工業の前代表取締役舛田寿樹氏から意見・事情聴取を行っております。なお、このときにはです、現代表取締役の福島さんにも出席を願いましたけれども、このときは欠席届が出ております。この欠席届を読み上げたいというふうに思っております。これは、美里町議会議長、中川政司様ということで出てきておりますが、一応全文を読んだ後に、若干話はしたいと思えます。「美里町議会様には、日ごろからまちづくりに努力されておられますことに感謝しています。」これは「しています」だろうと思えます。「出席の案内を受けましたが、現在、熊本大震災の家屋被害により、住宅設備において住民の方々、大変不自由な生活を余儀なくされておられます。私としては、住民の方々が一日でも早くふだんの生活に返れるよう、日夜努力しているところでございます。大変失礼かと思えますが、欠席させいただきます。」たぶんパソコンで打ちますとですね、「て」の横が「い」です。ひらがなで打つと。打ち間違いと思えますが。「平成28年5月23日、有限会社新和工業代表者、福島次男。」これは多分、特別委員会からの出席要請があつとるというふうに思ひまして、議長宛に欠席届が来ているというのは、非常に私としては理解できないところであります。

それから、先ほど言いましたように、舛田さんから調査を行っております。内容についてですね、若干述べたいと。なぜこういう結論に至ったかということでございますので、若干読み上げたいというふうに思っております。「舛田さんは、平成16年4月1日に新和工業の取締役ということで就任をされ、同日、代表取締役になっておられますね」ということでお尋ねをしておられます。で舛田さんは、「はい、そうです」と。その会社の資本金が、定款等を取っておりますから、全部事項証明書を取っておりますので、私たちも資料として持っております。その「新和工業の資本金、出資金、いわゆる1,000万円ですたいねと。通常、資本金についても会社法から言うと代表取締役となる人は出資金の株はやっぱり半分ぐらい持つかないかとじゃないですか」ということをお尋ねしたところ、「それは一切ありません」と。「それじゃあなたは一株も持ちませんか」というと、「ありません」というお答えをいただいております。それから、25年の8月31日に辞任をされておりますねということで、「辞任の理由について、例えば自分で仕事を独立するとか、いろんな理由があると思えますが、どういったことで辞任をされたのか」と。それから、「出資金についても出資をしとらんということですがというようなことで、代表取締役になられるときには、取締役会という会議があつて、その中で代表取締役を選出すると。辞められたときにもそういった会議があつたのかど

うかというのを確認します」ということで、「いや、会議というのはいちありません」という答えで、「もう本人と話したぐらいです」という回答が出ております。「その渡邊さんと話したということですね」ということについて、「はい」とははっきりおっしゃっております。それから、「給料その他ですが、もう金のことについては代表取締役であっても、私は一切関わっておりません」と。「じゃ、誰がしていますか」ということについては、「渡邊さんと奥さん」ということをはっきり答えていただいております。仕事の関係はですね、舛田さんいわく、「私もだし、本人とその事務というか、書類関係は奥さんも関わってみんなでした」と。ここでも確認をある委員の方がされております。「本人と言われるのは渡邊さんですか」と。「はい」と答えております。ほかにもいっぱいありますけれども、要するに代表取締役といっても、自分がすべてを決断できる立場ではなかったというようなことがもう全部出てきております。業務内容とか、そういったことについても、本当に誰かが後ろにおいて全部動かされたという答弁ばかりでございます。最後に委員長から言いたいことがあれば何か言ってくださいということをおっしゃったけれども、「何も言うことはありません」というようなことでもございました。

次に進みますけれども、平成28年5月31日に第6回の特別委員会を開催してございまして、これは10時から11時18分まで、議会委員会室において有限会社新和工業の現代表取締役への書面質問の回答についてということで、回答内容の審査及び協議を行っております。特別委員会の委員長名で、こういった調査表を配られております。後ろにも見せましょうか。その出てきた回答書を読み上げたいと思います。「美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長、上村則幸様。」平成28年5月30日付けでございまして、これは事務所で渡邊議員の奥さんから事務局がいただいたという書類であります。「住所、熊本県下益城郡美里町萱野1568-1、有限会社新和工業代表取締役、福島次男」と、社判も打っております。「政治倫理調査請求に関わる調査への回答について」と。一番頭に米印が付いてございまして、回答については、「会社の企業秘密、個人情報重要な件であり、回答しかねます」と書いてございまして、「質問1、新和工業との関わりにつきまして、いつ、どなたと、どのような形で知り合われましたか」というところで、「同上とする」ということです。「質問2、社内株の入手につきましては、1,000株のうち何株を、いつ取得されていますか。可能であれば、会社の持ち株一覧等の写しを添付してください」と書いてありますが、米印で「同上とする。」と言いながらも、その下には「半分以上」と。通常、資本金、あるいは出資金、株券等があれば、半分以上という答えはないというふうに思います。51%とか、そういった書き方、あるいは510万、510株とか、1,000株の1,000万円の会社ですから1株が

1万円ということです。「質問3、平成25年9月1日、取締役就任並びに代表取締役就任の取締役会には出席されましたか。また、役員就任承諾書並びに議事録には署名・捺印されたのですか。可能であれば、写しを添付してください。議事録は署名部分でも結構です。」ただ米印の「同上とする」です。「質問4、取締役である渡邊利恵氏の業務内容についてお伺いします。また、報酬はどれぐらいですか。」「同上とする」と書きながらも、その下に「一般事務全般、報酬はなし、給与は約200万円」と書かれています。「質問5、稟議書はその都度上がってきて、その決裁は誰がされていますか」と。米印、「同上とする。」その下に、「代表及び部長、協議上」ということが書いてありまして、なかなか納得しがたい部分というのがたくさんあります。「企業秘密で回答しかねます」というのであれば、全部が米印だろうというふうに思いますが、都合のいいところだけ書かれているような感じがしてなりません。

それから、先に進みますが、平成28年6月6日、第7回の特別委員会を開催しております。これは、午前9時30分から11時18分まで、議会委員会室において調査に関わる意見の取りまとめを行っております。

それから、平成28年6月13日、第8回の特別委員会を開催しております。議会委員会室において、調査結果について、総まとめを行っております。いろいろ農業委員会の云々、あるいはいくつか出てきておりますが、裏付けとなる証拠書類がありませんでしたので、開始できなかった部分というのもあります。実質経営しているとみられる新和工業についてということで、これは質問のほうですね、渡邊義文氏が実質経営しているとみられる有限会社新和工業だが、雇われ店長的な形ばかりの社長を据えて取締役に自分の奥方を置き、長年にわたり公共事業の入札に参加し、多くの落札を得ているのは政治的倫理に反するのではないかと。今さら、奥方を取締役から下ろせばいいだろうでは済まされないのではないかと。会社の通帳、実印等、誰が管理し、給与等は誰が誰に支払い、税金等は誰が支払いをしているのかというようなことをございます。それから、②につきまして、新和工業の入札等の書類は誰がつくっているのか。渡邊議員が仕切っていて、奥方が書類等をつくっているという噂があるが本当かというところでありまして、私たちが協議した結果としまして、この①、②につきまして、法人登記簿の履歴事項全部証明書に基づき、有限会社新和工業前代表者の舛田寿樹氏からの聞き取り調査の結果、渡邊義文議員の意見聴取では21年間新和工業に関わっていないとのことでしたが、前代表の舛田氏の話では、金銭出納業務については、渡邊義文議員と渡邊利恵氏がなされていて、また入札は渡邊義文議員、渡邊利恵氏、舛田氏の3名で話し合って参加していたとのことでありました。最後に、委員から、代表をされていたとき、「実質経営

者はどちらだったと思われませんか」という質問に対して、「仕事の段取り等は私で、会社自体はどちらかといえば渡邊義文議員だと思います」との答えでした。なお、現代表の福島次男氏からも意見を聞いたかったのですが、応じてもらえず、質問書にも会社の企業秘密及び個人情報等の関係で答えてもらえませんでしたというようなことでございます。

最後の結論としましては、新和工業の前代表者の舛田寿樹さんからの聞き取り調査で、実質経営していたのは渡邊義文議員、渡邊利恵氏だと考えられると。よって、議員政治倫理条例第6条に抵触するものと認めざるを得ないというような結論に至っております。

こういったことから、この結果を踏まえて、議会定例会、本会議において渡邊議員の議員辞職勧告決議案を採択し、渡邊議員を退席とし、渡邊議員に対する議員辞職勧告決議を議員11名で採決の結果、議長を除き9名が起立をいたしております。このことから、渡邊議員に対し議員辞職勧告をしたものであります。議員辞職勧告については、法的拘束力はなく、もちろん上田町長が特別委員会に在籍することもできないし、顔さえ出されない立場であります。国家賠償法に基づき訴訟を起こされたことは、青天の霹靂ではなかったかと推察いたしました次第であります。これは、私も含めて同じようなことであります。国家賠償法とは、国・地方公共団体、その他の公共団体の不法行為責任を定めた法律であり、その第1条は公務員が公権力を行使する職務を行うにあたって、故意または過失により違法に他人に損害を加えたとき、国または公共団体が賠償責任を負うと定めるとあります。私ども議会は、違法に損害を加えたのでしょうか。私は、議会の身内の出来事と思っておりますし、矛先が間違っていると思います。このようなことがまかり通れば、今後の調査にも支障をきたし、尻込みし、小さくてもきらりと光るまちづくりもできなくなるのではと危惧しております。

以上のようなことから、質問の要旨に移りますが、現在までの公判回数並びに日時について伺います。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

公判につきましては、これまでに平成28年8月17日の口頭弁論を皮切りに、9月21日、11月28日、平成29年1月20日、3月13日、5月15日、7月5日、9月4日、10月18日に、いずれも論点整理を中心に計9回、主に午後の時間帯に熊本地方裁判所において開かれております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） 先ほど読み上げました有限会社新和工業代表取締役、福島次男氏の回答書と渡邊議員聴取の際の回答とは、全く同じであります。回答については、会社の企業秘密、個人情報重要な件であり、回答しかねますとありました。最近になって議員任期の現任期において争うというようなことを聞いておりますが、私的意見を言わせていただきますと、連続当選の場合、前任期と現任期の間には1分、1秒の間もありません。法はどう解釈するのかわかりませんが、継続と考えるべきではないかと私は思っております。それから、対象議員の義務として、美里町議会議員政治倫理条例の第11条、対象議員は委員会から資料の提出または説明を求められたときは、これに応じなければならないとなっております。しかし、21年前から関わっていない証の資料の提出等は応じてもらえませんでした。法は心を込めて人がつくり、心を込めて人が守り、心を込めて人が裁くことが理念であるというふうに私は思っております。現時点において、議会の中でも、不穏な空気が流れているということは否めない事実であります。判決を待つてはおりますものの、12月20日が最終の参考人尋問と聞いておりますが、判決日程について伺いますが、尋問が終わっていないので無理な質問かもしれませんが、答弁を求めたいと思いません。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 判決の日程につきましては、今、議員もおっしゃいましたように、現時点では明確ではありませんが、これもおっしゃいました今月20日の1時半から原告・被告双方の証人尋問が開かれる予定となっております、その後、最終的な書面の提出を経て終結となるのではないかと考えているところでございます。判決につきましては、原告側が町議会議員選挙前の判決を求めていらっしゃいますので、そのようになるのではないかと考えております。なお、訂正でございます。先ほど私の答弁におきまして、委員会で議決された議員辞職勧告決議と申しましたが、委員会を経て議会で議決された議員辞職勧告決議でございます。訂正をいたします。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） 町にとりまして、プラスになるような判決を望みながら、一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中川政司君） これをもちまして、吉田美好君の一般質問を終わります。  
ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので一般質問を続けます。

次に、4番、濱田憲治君の一般質問を行います。濱田憲治君。

○4番（濱田憲治君） 議長。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 4番、濱田でございます。通告にしたがいまして質問をさせていただきます。今回は、中学校の統合について、熊本地震復興について、そして農業振興についてを質問させていただきたいと思っております。既に3番議員さんが同様な項目を質問されており、重なる部分もございますけれども、私自身の考えもありますので質問をさせていただきたいと思っております。

まず、中学校の統合についてお尋ねいたします。先ほど中学校統合審議会にて統合の位置・時期、あり方についての方向性が決定をされたということの報告がっております。位置については、現砥用中学校に統合するという説明でございましたけれども、今後どのような手続、スケジュールで統合を進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

平成25年ぐらいから学校の統合については話題になってきておりました。まず、今回は中学校統合審議会で最終的な結論が出たわけですが、その前に学校のあり方を検討する学校規模適正化審議会というのがございまして、平成25年ぐらいいからずっと議論が続いてきて、統合審議会の最後の回、つまり12月1日に行われました第7回で結論が出たわけでございます。その最終的な方向性と申しますのは、学校の位置、統合時期、そして学校のあり方です。改めて簡潔にご紹介したいと思います。学校の位置は、砥用中学校でございました。その理由は、いろいろありますけれども、審議会の議員はこのことに関しては非常に悩まれたということでございます。特に学校の施設、校舎、グラウンド、プール、体育館、その他、大きな差はございません。それで、審議員さん方からいろんな資料の要望がございましたけれども、もしどっちかの校舎を利用すると、どちらの校舎にしてもスクールバスを利用してほとんどの生徒が登下校をします。その登下校にどれぐらいの時間がかかるのかということで、実際、事務局で仮の停留所もつくりまして試走をしましたところ、いくらかの差が出てきました。それを提示しましたところ、審議会の委員さん方の大多数のご意見は、毎日登下校で使う生徒の負担が軽いほうがよいというのがあったわけです。地理的な条件と申しますか、2つの中学校の場所を

考えると、美里町の真ん中付近にある砥用中学校のほうがどうしてもその通学時間というのは均等になるということが大きな理由だったと思います。もう1つは、水の課題でございます。過去5年間を調査しましたところ、砥用中は特に問題ありませんでしたが、中央中のほうは井戸水を使っていることによりまして、湯水時期あたりは水が不足したり、そのせいで学校給食が少し心配をすると、場合によっては弁当を利用するというようなこともありましたものですから、このことが統合してもし中央中を使った場合は、この課題がずっと残ってしまうというようなことで、このことも判断の一つになったということでございます。

ご質問の2つ目の統合の時期につきましては、最終的にはこの後、スケジュールとも関係しますけれども、平成32年の4月1日を目標にするということになりました。町長が最終的に統合という判断をした場合には、来年の4月に準備委員会を発足して、いろいろな部会を使って、その中で協議して進めていきますけれども、どうしても2年ほどはいるのではないかとということで、32年の4月1日を目標にしたところでございます。

学校の、そのスケジュールでございますけれども、スケジュールにつきましては、審議会の答申が出ましたので、その答申を実際に審議会の会長さんから教育委員会のほうに提出というのが12月20日ということで予定をしております。教育委員会はそれを受け取りまして、教育委員会としての意見を取りまとめる時間が必要ですので、その時間を約一月と踏んで、来年の1月の末には意見書として取りまとめて、答申書と意見書を町長に渡すという予定にしておるところです。町長はそれを受け取って、自分の考えを整理して、熟慮して、まとめて、もし答申のとおりにかこうということでもし決断をされたならば、議会のほうにもそのことをお伝えいただいて、設置条例、その他の変更がありますので、議員さんたちにもお願いをしまして、4月から2年後の開校に向けて進んでいくと、そういうスケジュールになっているということでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 統合審議会によりまして、様々な論点から議論をされて、砥用中学校に位置を置くというような形で審議会では結論に至っておられます。大きな要因としましては、スクールバスや水の件が大きなウエイトということでございました。また、時期については、これから議会に提案もされますので、32年の4月1日ということでございます。ここで町長にちょっと確認をしておきたいんですが、先ほど教育長が答申と意見書を1月に提出をされて、町長の判断が入ってから3月議会でこの改正条例案を出される思いでおられるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） お答えいたします。

今、教育長からも説明がありましたが、教育委員会からの意見書提出がおそらく1月の中旬になるだろうということでございます。その意見書提出を受けて、最終的な判断をいたしたいというふうに考えております。ただ、今回のこの中学校の統合につきましても、いろんなご意見を伺っております。しかし、この中学校の統合は、誰のための、そして何のための統合かということをおぼろしく見失ってはいけないというふうに考えております。今回の統合は、子どもたちのための統合であって、その議論の中心は子どもたちの将来でなければいけないというふうに考えております。生徒数が減って部活が成り立たない、あるいは小学校からずっと同じクラスなので子どもの立ち位置が決まっている、人間関係が固定化されている、あるいはずっと仲間で、ずっと1年生から中学校3年生まで一緒、知った人ばかりだから、その中でなかなか競争心が生まれないと、そういう課題の基にこの話はもう5年ぐらい前に保護者の方々にアンケートを実施させていただいて、その結果を受けて、この統合に向かって、今少しずつ向かっているところでございます。そういったことも含めまして、今後、教育委員会から意見書を提出されるわけでございますけれども、これまでに学校規模適正審議会、そしてこの統合審議会と、長い時間を掛けて、そしてたくさんの方々の議論を踏まえた上での答申であると思っておりますし、それにさらに教育委員会が精査をされて出されるのでありますので、そういった意味では慎重にその意見書を見て判断をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 町長も熟慮されて判断されるということでもございましたけれども、3月議会で間違わないということでもよろしいでしょうか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今のお答えした流れでいけば、3月議会になるのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 3月議会において、関係条例を提案されるということでもございましたけれども、今からいろいろなお話が多分町の中では出てくると思います。宇土中学校に行かせたい、また熊本市内の中学校を受験させたい、そういう家庭もおられるということをお聞きしておりますけれども、おじいちゃん、おばあちゃんたちは送り迎えがな、そういうお声も聞いているところでございます。しかし、町長も言われたとおり、統合は何のためにあるのか、そこをやはり我々もちゃんと向き合っ

ていかなければならないと私も思っておるところでございます。よりよい中学校に美里町全体で考えていくことが望ましいと思っております。

いずれにしましても、砥用中学校、中央中学校、2校とも閉校になるわけでございますので、すべてを新しく考えていかなければなりません。今後、統合に向けての準備委員会を立ち上げられ話し合いが始まりますが、それぞれの学校で伝統はありますけれども、これまでの両校の歩みを一旦ゼロにして、すべてが新しい学校をつくるという気持ちで臨まれる準備委員会になっていただければなと願っておるところでございます。

さて、教育委員会が保護者向けにつくられた資料によりますと、目指す学校像を描いておられます。期待する学校像としまして、町の誇りとなり、地域とともにある学校、いきいきとした生徒の姿が感じられる学校。また期待する教職員像として、一人一人のよさを認め、褒め、励まし、伸ばす教職員、自己研鑽に努め、人間味豊かな教職員。期待する生徒像として、郷土愛にあふれ、美里町を大切に、夢実現を目指す生徒。新しい仲間と切磋琢磨し、明るく、素直で、心身ともに健康な生徒と表記をされております。このように、目指す案を示しておられますけれども、今後この目指す学校像を具体的に協議していかれることだと思います。目指す学校像、あり方について、教育委員会としてどのように描いていかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

今、議員のほうでご紹介いただきました期待する学校像、それから教職員像、生徒像につきましては、学校の教職員から採ったアンケートの内容でございます。その後に審議員のほうからも、ずっと7回も審議をしてこられた審議員さんからもアンケートを採っておりますけれども、その内容もかなり似た内容でございました。新しい統合中学校に期待するものが非常に大きいというふうに感じたところですが、やはり何と言っても統合してよかったと、誰もが行きたいと思えるような中学校をぜひつくりたいというふうに思っておりますけれども、そのためには、やはり魅力ある学校が大事だというふうに思います。今の二つの中学校もそれぞれ魅力はあります。伝統もあります。けども、一緒になって、なおさらよくなったと。そして、新しい魅力もできてきたというような、先ほどおっしゃった、よそに行きたいなみたいなことが、やはり地元の学校に行きたいというふうに思っただけのような、そういう魅力というのは、やはり今の時代でございますので、学力が上がるというのが一つあるかなというふうに思います。学力を上げるような、そういう取り組みをぜひやりたいと思っておりますし、それからやはり小さくてもキラリと光る

町ではありますけれども、子どもたちが町内に高校はありませんので、町外の高校になって町外に出たときにたくましく育つような、いろんな体験を積めるようなことも考えているところです。そして、部活動の部員の心配もありましたけれども、部活動も思い切ってやれるような環境をつくりたいなというふうに思っています。今お話をしたような特色を出して新しい魅力を精いっぱいつくっていくと。それを準備委員会ができる2年間を掛けてやっていきたいなというふうに思っているところです。先ほど町長も答弁しましたが、子どもたちのためにということが大前提にして進めていきたいというふうに思っております。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 教育長から魅力ある学校をつくっていききたいと、また特色のある学校、そして学力向上になる学校と、いろいろな描き方ができますので、どうぞ教育委員会としても皆さんの意見を集約されて進んでもらいたいと思います。

また、先ほど町長は3月議会で議案を提案されるということでございましたけれども、町長にもこの新しい中学校には魅力をつくっていかねばいけない仕事もあるんじゃないかなと思っております。財源等がまだ決まったことではございませんけれども、生徒を引きつける魅力、何か今、描いていることがございましたなら、お答えをいただければと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、描いている魅力というご質問でございますが、今、教育長のほうから答弁がありましたように、やはり特色のある学校というものを設立していかねばいけないと思っております。もちろん、これは教育委員会が所管なんで教育委員会でやればよいという話ではないと思います。すべての町民の皆さんと一緒にあって新しい中学校をつくっていかねばいけないというふうに考えております。そういった意味では、教育長の答弁にもありましたが、子どもたちがたくましく育つ、やはりそういう中学校、あるいは町、この美里町に生まれてよかったと言っただけのような、あるいは新しくできる中学校に誇りが持てるような、そんな教育を推進する、そういう環境を整備していかねばいけないのではないかなというふうに思います。

また、地方創生の観点から言わせていただければ、例えば美里の中学校に入学すれば、ほかでは受けられないこんなことが体験できるらしいとか、こういう教育を受けられるらしい。それで、美里町に住みたいと言っただけのような若い方々が出てくれば、これも大きな一つの地方創生になるのではないかなと思っております。そういった観点も一つ考えていかねばいけないのではないかなというふうに考えるところですが、いずれにしても予算面等々でまた議会の皆様にはいろ

いろとご理解、あるいはご協力を賜ることがあると思いますので、含めましてどうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 誇りを持てる学校、そして地方創生がらみで他の自治体から美里の中学校にやらせたいような、そういうようなカリキュラムができればなど私も願っているところがございます。東西に広い美里町でありますけれども、スクールバス等で通学するというような形になりますけれども、私もちょっと試走をしてきました。堅志田のスーパーありさの前から自転車をこいで砥用中学校の裏門まで自転車で上ってみました。行きがけは42分ということで、私の感じた中では、そうきつくなかったなど感想を思ったところです。それと、帰りは堅志田まで35分までたどり着いたというようなことありますので、すべてがスクールバスで通わせるのはいかなものかなというような私の思いでございます。また、魅力ある事柄の中には、学習支援を充実するとか、スポーツの指導者を招聘するとか、制服の選定についても新しい1年生が選んでいくとか、また砥用中学校の南側にあります森林を伐採してもらって、町屋のほうがずっと見渡しがいいような、そういう環境も一つのアイデアではないかなと思っております。南側の森林を伐採するという、できましたならば2年間かけて開校記念という形でそういう整備をするということでも一つのアイデアではないかなと思っております。

いずれにしても、中学校が本当に町全体でいい学校をつくっていくような、そういう気配を皆さんの力で持っていただければと思っているところがございます。

次の質問に入ります。熊本地震の復興についてをお尋ねいたします。12月で熊本地震から1年8カ月が経とうとしております。いまだに多くの方が仮設住宅に住まわれており、少しずつではありますけれども自宅再建が進み、生活基盤の復興が目に見えている状況でもあります。しかし、高齢の方をはじめ、様々な問題で自力再建を躊躇されている世帯も多くあると聞いています。県では、国の支援が行き届かない被災者の方々へのきめ細やかなニーズや地域の再生に対する主旨で、県の復興基金100億円を被災自治体30自治体に配分をされ、美里町では1億3,100万円を美里町平成28年熊本復興基金積立金として今議会の一般会計補正予算（案）に計上されております。この配分される熊本地震復興基金積立金の活用方法、使途はどのように今後活用されていかれる計画なのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） お答えいたします。

熊本地震の復興基金の使途はどのように考えているのかということでございます

が、熊本地震の復興基金につきましては、国の支援が行き届かない被災者の方々のニーズや地域再生に対応するために設置されたものでございます。復興基金には、県が活用事業の統一ルールを定め配分する基本事業分、特定被災市町村に配分される創意工夫分、それから特定被災市町村のうち被害の大きかった市町村に配分される県宝くじ交付金分並びに広域課題対応分というものがございます。このうち、本町には今回創意工夫分並びに県宝くじ交付金分といたしまして、合わせて1億3,100万円が配分される予定となっております。これにつきましては、昨日基金条例のご可決をいただきましたが、その基金条例を制定し、その後、関連事業に活用してまいりたいというふうに考えております。具体的な用途につきましては、これが何にでも使えるかといったら実はそうではなくて、例えば補助事業、国がいろいろな補助事業が行われております、あるいは県が行われておりますが、その補助事業であったり、あるいは地方債、起債の対象となる事業、そういったものには活用できないというふうになっております。一定の制約があるということでございます。そういった意味では、使い勝手がいかと言われたら、何とも言えないというようなところでありますけれども。ただ、今、県のほうにも、例えばこういうものは使えるかとか、いろいろそういう相談をしながら、その連携を深めながら今後予算化してまいりたいと考えております。と同時に、周辺自治体もいろいろなことを考えていらっしゃると思いますので、いろいろといいところはまねをさせていただきます。こっちも提案をさせていただくと、そういう中で、情報交換も行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） これから検討に入ると、そして近隣の自治体とのすりあわせ等もしながら、よりよい使い道を目指していきたいと。ただ、制約があるということでもございましたけれども、いずれにしても被災者に寄り添った支援をされるような活用方法をご検討していただければと思います。

その中で、町では以前から林業、木材産業の振興及び町民の定住促進を目的として、木造住宅建築支援補助事業制度を実施されております。広報みさと12月号にも詳しく掲載されておりました。この制度を先ほど質問しました熊本地震復興基金積立金の使途に充てることはできないかと思えます。現在、3.3平方メートル当たり1万円、上限が50万円ですが、この金額を5倍とかにすれば、自力再建を促すことにもつながることではないでしょうか。住宅の建設をこの木造住宅建築支援補助事業を受けて、町の工務店さんや大工さんが受注された場合、製材所や住宅の基礎、電気、水道設備、建具等、多くの地元業者さんに仕事が頼まれることにもなると思えます。建設資金の多くが美里町の中で使われ、経済効果にもつなが

ることだと思っております。このような意味で、熊本地震復興基金積立金の使途のメニューに合致すると思っておりますけれども、この補助事業の拡充を検討されることはできないか、お尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 木造住宅建築支援補助の拡充支援はできないかというお話でございます。これは、午前中に3番議員からもご質問があったことでありますけれども、これに関しましては、非常に生活再建される上では重要な支援ではないかなと、有意義な支援ではないかなと思います。ただ、被災された方が新しく家を建てられることに関しましては、今、助成制度がございます。この助成制度にプラスして基金から、要は復興基金の配分金から出すことができないかというQ&Aを今県のほうともやりとりをしているところですが、そのまま基金から補助金あるいは助成金としてまた上乘せして出すということは、現時点では少し厳しいのではないかなというような返答もあっているようでございます。ただ、例えば、じゃ直接的にはなくて何かをされるときにもっと拡充ができないかとか、そういったことも考えなければいけないというふうに思いますし、と同時に、今回のこの木造住宅の建築支援、今回は木造住宅の建築支援補助でございますが、例えば、もう今は工務店さんが全然足りないということで町外から来られるところもありますし、木造ではないような家を建てられるところもあります。じゃそういった方々はどうするんだというようなことも、これは並行してやはり考えなければいけないのではないかなというふうに思います。そういったことも含めて、被災者の方が生活を再建される上で何が一番効果的なのか、あるいは何を要望されるのかということをしつかりと聞きながら、この復興基金の配分金に関しましては、その使い道に関しましては検討していかなければいけないと思っておりますのでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 積み立てられる基金におきまして、なかなか使い勝手がいい、悪いはいろいろというところがございますけれども、住まいをなるべく支援するような形で、一人でも多くの方が自力再建をするというような手はずになっていくような形で使途を使っていただければと思います。美里町は、木造で仮設住宅ができておりますので、災害公営住宅にも何棟かそれを充てるというような計画もありますけれども、一世帯でも多くの方がこの仮設住宅から出て家を再建されることによりますと、その仮設住宅が町営住宅とか、美里町に移住したいというような方の住宅、また農業をしたいということで美里に来て体験をしたいというようなときに、この仮設住宅の利用を考えることができるのではないかと私は思っておりますので、1億3,100万円、被災者にどうぞ向けられた支援策を願っているところでござ

います。

それでは、最後に農業の振興について質問いたします。美里町の主産業は農業でございます。農業に対しては、国も力を入れ、様々な補助金制度を実施されております。しかし、我が町での農業は、平坦部の農業は少なく、中山間地で行われている農業が主体でございます。その結果、補助制度に当てはまるものがあまりなく、制度を利用したくてもポイントが不足し、制度を利用できない現状も発生していると思っております。また、担い手である後継者も少なく、今後の農業を維持できるか問題視されている現状だと思っております。後継者も少なく、担い手確保も厳しいことから、今後は美里町以外から新規就農される制度も考える時期ではないでしょうか。また、鳥獣被害も年々農作物の被害が増大する問題も深刻化しており、議会の経済建設常任委員会では佐賀県の基山町と長崎県の小値賀町を視察してまいりました。基山町では、鳥獣被害対策として、オーストラリア原産の大型の鳥エミューを飼育され、エミューの肉、そしてエミューから採れるオイルの加工品、またこのエミューを放牧されることにより、耕作放棄地の解消と獣害対策を今後実施されるということでございました。長崎県の小値賀町では、小値賀町担い手公社による農業研修・新規就農支援による定住促進についてを学びました。この公社では、多くの事業を展開され、その一つとして担い手育成確保事業を実施されておられました。この事業では、農業後継者の確保、育成のために園芸と畜産分野の研修事業が行われており、これまで29人を受け入れられていました。このうち11名の方が島に就農され、また7名が町内に定住された実績があつておりました。その事業の背景には、充実した研修制度や研修後も子育てや医療体制の確保など、多くの支援を実施されており、農業をしながら島暮らしをしてみませんかというキャッチフレーズのもとに実績を上げておられました。美里町でも、後継者育成を第一に考えて、これまで様々な事業を行っておられます。しかし、美里町以外から農業に従事する支援制度や年齢が45歳以上の方への支援制度はない状況であると思っております。美里の農業を守るためにも、そして美里以外から新規の担い手づくりで定住促進にもつながる研修制度をぜひ考えるべきだと思いますけれども、今後この研修制度を企画・立案することはできないか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

現在、本町におきましては、新規就農者への研修や支援制度として町独自のものはございません。国・県の支援制度を活用し、新規就農者への支援を図っている状況でございます。

例えば就農希望者から研修の相談があつた場合、熊本県新規就農者支援センター

に登録する研修機関として、県立農業大学校、あるいは熊本宇城農協をはじめとする地域農協と18の機関があり、そこで開催される農業実習や経営等に関する研修の受講を進めております。研修の期間としては、1年から2年となっております。

また、新規就農者への支援制度としましては、農業次世代人材投資事業補助金や経営体育成支援事業補助金、青年等就農資金などがあり、農業次世代人材投資事業補助金の準備型につきましては、先ほどの研修機関にも活用できる場合がありますので、県や農協等の関係機関と連携して支援を行っているところでございます。

なお、独自で支援を行っている市町村は県内で17ほどありますが、近隣では宇土市が就農時の就農者祝い金として5万円を交付しているほか、阿蘇や球磨地域等におきまして、就農時の奨励金交付、あるいは機械導入の補助、研修時の補助など、国・県の事業を補完するような形で支援が行われております。ただ、本町におきましては、研修等につきましては先ほども申し上げました広域での研修体制が整っており、他の支援策につきましても国・県の事業を活用しております。また、新規就農者以外にも活用できる共同機械の導入や特産物等振興補助、あるいは農地の集積促進補助等の単独補助もありますので、今のところ独自の新規就農支援策は計画していない状況でございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 今のところ独自ではない。そして今後も検討するにはまだちょっと時間がかかるような答弁でございました。国・県、様々な事業、そして町もいろいろな手当等をしていただいて農業をできるような環境をつくっていただいていることは事実でございますけれども、もう後継者がなかなか育たないというか、私も日ごろは農業をやっておりますけれども、息子たちはもうとても農業のことになれば全然わからないような状況におりますので、町全体としてはやっぱりこの地域外からでも農業を営んでいただけるような、そういう仕組みが私はあってもいいんじゃないかと思っているところでございます。現段階としてはないということでございますけれども、今後はそういうこともちょっと考えてもらえればと思っているところでございます。

最後の質問になりますけれども、鳥獣被害のことについてお尋ねしたいと思えます。美里町全域で被害が出ている鳥獣被害対策で実施しておられる箱わなの管理、実績等についてお尋ねいたします。

野生鳥獣による農作物の被害は、近年生息域の拡大等により、中山間地域をはじめとして深刻化、拡大している現状であります。今年は、私が農業を営んでいる地域でも例年より多くのイノシシが捕獲されており、他の地域でも個人で40頭を超えるような捕獲をされた方も複数おられると聞いておる状況でございます。

このような状況を早期に解決していくために、個体数を調整する目的で、鳥獣被害防止総合対策交付金事業で箱わなを導入する事業を実施されております。この鳥獣被害防止対策交付金事業で事業開始から本年度まで何台の箱わなを導入され、どのように管理されているのか、お尋ねをいたします。また、平成29年度の捕獲頭数、捕獲できなかった箱わながあった場合、年度を更新するときなど、なにがしかの基準は設けてあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

本町におきましては、平成22年1月に美里町鳥獣被害防止対策協議会を設立し、鳥獣被害防止に関する諸事業に取り組んでおります。イノシシ捕獲用の箱わなにつきましても、鳥獣被害防止総合対策推進事業交付金により、平成22年度から毎年10基から20基を購入しております。それ以前の購入のものと合わせますと、現在の保有総数は148基、そのうち132基を貸し出しております。貸出しにつきましては、町イノシシ捕獲用箱罟対応要綱に基づき、町内に住所を有する者、または土地を有するもので、わな猟免許取得者を対象として貸出しをしております。今年度のイノシシ捕獲頭数は12月6日現在で成獣が275頭、幼獣30頭の計305頭となっております。更新の基準ということでございますが、要綱の中に返却は使用しなくなった場合、または貸与対象者でなくなった場合と記載されております。貸出しの期間は特に定められておりません。これは、短い期間では捕獲が困難なこと、組み立てた箱わなが120キロ程度の重量となり、容易に移動ができないなどの理由から、このような規定になっているということでございます。しかしながら、中には長く放置されているように見受けられる箱わなもあるということであり、適正かつ有効に利用管理するためにも、毎年利用状況の確認をするようにしたところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 29年度におきまして305頭という捕獲棟数でございます。

台数も132基が貸し与えてありまして、その中でこの305頭が捕られたということですが、全く罟に入っておらない罟もあるかと思えます。やはり、せっかくそこに置いたならば、イノシシを捕獲するような体制も取るべきではないかと思っております。上手な方は、もう1年に数頭とか、数十頭とか捕獲されておられる所もおられると思えますので、できたならばその管理をすることを踏まえて上手な方に指導を仰ぐような、そういう管理もすればいいんではないかと思えますけれども、そういうことは考えられないでしょうか。多く捕られる方が指導をするよう

な、そういう勉強会ということでございます。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 今、議員がおっしゃいましたように、確かに同じわな、猟免許取得者で多数捕られる方、あまり捕られない方、いらっしゃるかと思います。またそれにつきましては置く場所等によりましては違うと思いますので、今ご意見ありましたように、多数捕られる方から捕獲のコツ等がありましたら聞けるような機会、これを対策協議会の中でも検討して広めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 上手な方に教わるということは、何の事柄に関してもそのほうが一番早いと思いますので、鳥獣被害が非常に多いところは、できる限りこういう体制を整えていただいて、1頭でも少なくなるように経済課のほうでは手はずを組んでいただければと思っております。

以上で、通告しておりました質問を終わりますけれども、我々議員は来年の3月が最後の議会になります。26年6月から今議会まで一般質問で執行部が検討されるという質問がいくつかあったかと思えます。その質問についてどのように検討されたかを、最後の3月議会にて報告を受けられるように要望し、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中川政司君） これをもちまして、濱田憲治君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全て終了しました。これで、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（中川政司君） 以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会し、この後、午後2時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は、委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、この後、午後2時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただくことに決定しました。なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第1会議室、社会文教常任委員会が第2会議室をご利用ください。

明日14日木曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午後1時47分

第 3 号

1 2 月 1 4 日 (木)

## 平成29年第4回美里町議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月14日（木）

午前10時00分開会

### 1. 議事日程

- 日程第1 各常任委員会報告及び質疑  
(1) 総務常任委員会委員長  
(2) 経済建設常任委員会委員長  
(3) 社会文教常任委員会委員長
- 日程第2 議案第77号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議案第78号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第79号 平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第80号 平成29年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第81号 平成29年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第82号 平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 同意第16号 美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 同意第17号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 発議第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について
- 日程第12 議員派遣の件について
- 日程第13 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（12名）

1番	光井博幸君	2番	今田政行君
3番	坂田竜義君	4番	濱田憲治君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	吉田美好君	8番	渡邊義文君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	吉田起登君	12番	中川政司君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	上田隆信君
教育長	吉永公力君	総務課長	吉住慎二君
企画情報課長	大西茂君	税務課長	中嶋春彦君
住民課長	向山照美君	福祉課長	中村武志君
健康窓口課長	山田輝臣君	経済課長	宮寄幸仁君
林務観光課長	下田幸輔君	建設課長	長井寿浩君
水道衛生課長	北島浩徳君	会計課長	田上和則君
教育課長	倉田辰実君		

5. 事務局職員出席者

事務局長 福島 繁君 書記 津田 里美子 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さんおはようございます。本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（中川政司君） 日程第1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会委員長、吉田美好君。

○総務常任委員会委員長（吉田美好君） 改めまして、おはようございます。

本定例会における総務常任委員会活動報告を行います。

昨日、13日の午後2時より、中川議長、上村委員、坂田委員、それに私、全委員出席のもと、執行部より吉住総務課長、大西企画情報課長、中嶋税務課長、田上会計課長に出席を願い、委員会室にて平成29年度一般会計補正予算書（第7号）について、それぞれ所管部分の説明を求め、質疑を行っております。

総務課所管について、歳入の部において、普通交付税、総務費補助金、財政調整基金繰入金、旧合併特例事業債、ほかの説明があっております。歳出について、人事院勧告によるものや公用車購入費、減債基金積立金、公共施設整備基金積立金、防災無線修繕費等の説明があっております。また、日本消防協会より防災活動車寄贈に係る経費等の説明もあっております。この防災活動車は、昨日、午後納車をされております。企画情報課の歳入は、住宅土地統計調査準備委託金、研修経費助成事業補助金、ホームページバナー広告料、歳出において、地域公共交通拠点施設整備設計委託料、公衆無線LANクラウドサービス利用料、公衆無線LANプロバイダー利用料のほかの説明がなされております。税務課、会計課においては、補正はないということでした。

質疑は報告するようなものではなく、午後2時45分閉会をいたしております。

以上、報告を終わりますが、報告漏れにつきましては、他の委員さんからの補足をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。なお、常任委員会委員長に対します質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と結果に対する質疑に止めることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、松永正憲君。

○経済建設常任委員会委員長（松永正憲君） 経済建設常任委員会の報告をいたします。

12月13日午後2時に、委員会4名の委員と下田林務観光課長、宮寄経済課長、長井建設課長同席の中で開催をしております。北島水道衛生課長は、後で同席をされております。

はじめに、下田林務観光課長より美里町一般会計補正予算（第7号）について説明を受けました。癒しの森整備支援事業補助金、県補助金100%、48万8,000円、森林体験公園施設使用料1,200万円の増収、3月までにはもっと収益が見込まれるということでございました。林道大窪線測量設計委託料350万円の減額補正については、平成31年度国庫補助事業で行う計画であるため等の減額であるということで説明を受けております。

宮寄経済課長からは、農用地等災害復旧事業費、平成28年豪雨災害分1億7,000万円の減額補正、被災者向け経営体育成支援事業（震災分）2,000万円の増額等の説明を受けております。農災事業においては、まだ建設会社の多忙のため、入札の応札が少ないとのことでありました。

長井建設課長からは、災害公営住宅建設工事費6,000万円の増額は、材料費の高騰や外柵代の追加分で、1棟当たり600万円の10棟分の金額であるということでした。

北島水道衛生課長からは、砥用西部地区及び東部地区水道事業特別会計繰出金や家屋解体の状況について説明を受けております。393棟の申請のうち、12月11日現在、377棟が完了し、12月中には完了予定である。1棟だけは現在新築工事中で、移転され次第解体、1月中にはすべて完了するという説明がございました。

3時30分に閉会をしております。

以上で、経済建設委員会の報告を終わります。報告漏れがあるならば、他の委員の補足を求めたいと思います。

○議長（中川政司君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、渡邊義文君。

○社会文教常任委員会委員長（渡邊義文君） それでは、社会文教常任委員会報告をいたします。

昨日12月12日午後2時より社会文教常任委員会を開いています。出席者として、上田孝議員、光井博幸議員、吉田起登副議長、私渡邊であります。執行部より、向山住民課長、中村福祉課長、山田健康窓口課長、北島水道衛生課長、倉田教育課長、吉永教育長の出席をいただいております。

まず、平成29年度美里町一般会計及び特別会計補正予算の説明を受けています。

最初に、北島水道衛生課長より説明を受け、質疑の後、報告として、熊本地震による解体工事が全体で393棟、12月現在377棟が完了している。12月末で392戸の完了予定であり、残り1戸は新築引越しの後、1月10日に完了予定でありますということです。また、1月末に解体置場の撤去完了予定と報告をされた後、退席をされています。

次に、主な補正予算、新たな補正予算について説明があっております。民生費、緊急通報体制委託料（震災分）として38万5,000円の予算計上であります。仮設住宅の65歳以上の独居世帯9世帯、要配慮世帯15世帯の委託料であります。

次に、教育費の学校振興費88万円の計上ですが、平成30年度より新たに道徳教育が始まるため、教職員用の教科書と指導書、それぞれ中央小に36冊と18冊、砥用小に32冊と16冊、励徳小に12冊と6冊の予算であります。

以上で、一般会計、特別会計補正予算の質疑を終了し、報告として、福祉課長より平成30年度より新たに第7期の介護保険事業計画の策定について説明を受けています。12名の計画策定委員会で3回会議を予定しているということでもあります。その中で、第1回介護保険事業計画委員会を12月4日に開いていると報告を受けています。同じく福祉課長より、平成30年度より平成35年度までの美里町障害者計画及び平成30年度より3カ年の第5期の障害者福祉計画、新規の障害児福祉計画について、3回の会議を予定している。第1回会議を12月4日に開いているとの報告があり、午後3時10分に委員会を終了しています。

以上で、社会文教常任委員会の報告を終わります。

報告漏れがある場合、各委員さんのほうからお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会報告を終わります。

-----○-----

## 日程第2 議案第77号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第7号）

○議長（中川政司君） 日程第2、議案第77号、平成29年度美里町一般会計補正予算（第7号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。皆さんにお諮りします。補正予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。7番、吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 7番、吉田美好でございます。

24ページの教育振興費、需用費ということで88万円、消耗品費ということでそれぞれ3小学校の分が書いてありますが、この内容についてお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 倉田教育課長。

○教育課長（倉田辰実君） ご説明を申し上げます。

今、お尋ねいただきました88万円の内容についてでございます。これにつきましては、平成30年度から新たに道徳が正式な教科ということで予定をされております。これに伴いまして、事前に先生方が勉強されるという教材の資料といたしまして、教科書及び指導書の購入を予定いたしております。教科書につきましては、12種類予定をいたしてございまして、単価といたしまして60円から358円、様々でございます。また、指導書につきましては11種類を予定してございまして、4,000円から2万円という単価でございます。これを積み上げといたしまして、先ほど申されましたように、教科書の指導書、教科書代としまして、中央小学校に教科書36冊、指導書18冊、合計の39万6,000円、砥用小学校に教科書32冊、指導書16冊、35万2,000円、励徳小学校に教科書12冊、指導書6冊、13万2,000円、以上の計上でございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） 以上で終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第2、議案第77号、平成29年度美里町一般会計補正予算（第7号）は、  
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第2、議案第77号、平成29年度美里町一般会計補正予  
算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 議案第78号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（中川政司君） 日程第3、議案第78号、平成29年度美里町国民健康保険特  
別会計補正予算（第3号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第3、議案第78号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算  
（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第3、議案第78号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第4 議案第79号 平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）**

○議長（中川政司君） 日程第4、議案第79号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第4、議案第79号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第4、議案第79号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第5 議案第80号 平成29年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）**

○議長（中川政司君） 日程第4、議案第80号、平成29年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第5、議案第80号、平成29年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第5、議案第80号、平成29年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第81号 平成29年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中川政司君） 日程第6、議案第81号、平成29年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第81号、平成29年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第6、議案第81号、平成29年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第82号 平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

○議長（中川政司君） 日程第7、議案第82号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第7、議案第82号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第7、議案第82号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 同意第16号 美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第8、同意第16号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第16号につきましてご説明申し上げます。

同意第16号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

美里町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 熊本県下益城郡美里町中2309番地

氏 名 遠山 史朗

生年月日 昭和24年9月13日生

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。監査委員を選任しようとするときは、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

遠山史朗氏の任期につきましては、平成30年1月31日までとなっておりますが、今後も引き続き本町の行政運営に係る事業管理にご尽力をいただきたいということでご提案申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第8、同意第16号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第8、同意第16号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第9 同意第17号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第9、同意第17号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第17号につきましてご説明申し上げます。

同意第17号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて美里町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 熊本県下益城郡美里町馬場698番地1

氏 名 松 本 富美代

生年月日 昭和38年7月11日生

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。教育委員会委員を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。松本富美代氏の任期につきましては、平成29年12月22日までとなっておりますが、今後も引き続き本町の教育行政の推進にご尽力いただきたいということでご提案申し上げます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第9、同意第17号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第9、同意第17号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第1号につきましてご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 熊本県下益城郡美里町堅志田237番地2

氏 名 有 水 和 也

生年月日 昭和29年3月12日生

平成29年12月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。有水和也氏の任期につきましては、平成30年3月31日までと

なっておりますが、引き続き人権思想の普及啓発にご尽力いただきたいということでご提案申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

皆さんにお諮りします。討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認め、討論は省略します。

お諮りします。有水和也氏を適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。よって、日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、有水和也氏を適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第11 発議第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について

○議長（中川政司君） 日程第11、発議第2号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出についてを議題とします。

それでは、提出議員の趣旨説明を求めます。6番、松永正憲君。

○6番（松永正憲君） 発議第2号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり美里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年12月12日提出

提出者 美里町議会議員 松永正憲

賛成者 美里町議会議員 濱田憲治

美里町議会議長 中川政司様

提案理由

公共交通機関の少ない本町においては、移動手段を自動車に大きく依存しており、昨年の熊本地震及び豪雨災害において、道路網が多数被災し、生活や産業に多大な支障を来し、道路の必要性・重要性を再認識したところである。すべての町民が、より安全で安心して暮らせるための道路網の整備は急務であり、今後も道路整備を着実に促進していく必要がある。また、現在国の社会資本整備総合交付金事業を活用し整備が進められているが、この補助率が平成29年度までの時限措置として

5%嵩上げされているが、平成30年度から廃止となると財政基盤が脆弱な本町においては厳しい財政状況となり、災害からの復興の妨げにもなるものと思われる。このことから、国に対して道路事業予算の安定かつ長期的確保と補助率の嵩上げ措置の継続を求めるため、道路事業予算の確保等に関する意見書の提出を提案するものである。

意見書案につきましては、事務局長に朗読をお願いしたいと思います。

○議会事務局長（福島 繁君） それでは、読み上げます。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）

美里町は、熊本県の中央に位置し、国道218号と国道443号を基幹道路として、一般県道甲佐小川線など4路線の県道と町道385路線により道路網を形成している。道路は、通勤・通学はもとより、買い物、通院、福祉サービスと住民の生活と直結し、人々の交流や産業の振興に非常に大きな役割を担っている。

昨年の熊本地震及び豪雨災害において、道路網が被災し、救急・復旧活動や日常生活、産業活動まで広範囲に影響が及んだことは、道路の必要性、重要性について、改めて認識されられたところである。

公共交通機関の少ない本町においては、移動手段を自動車交通に大きく依存しているため、最も基礎的な社会資本である道路の復旧・整備を進めることが被災前の暮らしを取り戻し、住み慣れた地域コミュニティの中で、すべての町民がより安全で、より安心して暮らせる社会を形成する上で重要である。

本町が復興と将来にわたって幸せに暮らせるまちづくり「小さくてもきらりと光る私たちのまち」を実現するためには、町道金木鶴越線をはじめとする主要町道の整備を今後も着実に推進し、また既存道路施設の長寿命化・維持管理を図る必要がある。

このため、国におかれては、本町におけるこのような状況を十分考慮いただき、計画的かつ着実な道路整備と国民の安心・安全を確保するための老朽化対策など、必要な道路事業予算の総額を長期にわたり安定的かつ十分に確保するよう強く要望する。

また、平成29年度までの時限措置となっている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業の補助率等が嵩上げされている措置については、このまま廃止されると地方財政の厳しい本町にとって復興への取り組みに大きな影響を与える。

よって、国におかれては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も引き続き継続するよう併せて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

熊本県美里町議会議長 中 川 政 司

衆議院議長 大島理森 様

参議院議長 伊達忠一 様

内閣総理大臣 安倍晋三 様

財務大臣 麻生太郎 様

国土交通大臣 石井啓一 様

以上でございます。

○議長（中川政司君） 以上で、提出議員の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、提出に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、提出に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第 1 1、発議第 2 号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第 1 1、発議第 2 号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出については、衆議院議長以下計 5 名に意見書を提出することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第 1 2 議員派遣の件について

○議長（中川政司君） 日程第 1 2、議員派遣の件についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

-----○-----

**日程第 1 3 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について**

**日程第 1 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について**

○議長（中川政司君） 日程第 1 3、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第 1 4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 1 3 及び日程第 1 4 を一括して議題とすることに決定しました。

日程第 1 3 及び日程第 1 4 を一括して議題とします。

皆さんにお諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部終了しました。

したがいまして、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 平成 2 9 年第 4 回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、提案をいたしましたすべての議案に対しまして、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。この定例会を通じまして、またいろいろと課題が見えてきたというふうに思っております。学校の統合問題であったり、いろんな課題が出てまいりましたが、来年にこれらの問題は繰り越していくこととなりますけれども、町民の皆さんが、あるいはこの町に住む子どもたちがどういうふうな形でた

くましく育っていくのか、そういったいろんなことを考えながら最終的な決断をしなければいけないと思っておりますし、そのためにはまたいろいろと議員の皆様にもお知恵であったり、お力をお借りすることがあると思っておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

来年、平成30年は3,333段の石段が完成して30年目だそうです。最近はこの災害の復旧であまり明るい話題というのがなかったような気がしますが、この3,000段の石段、日本一の石段、完成して30年ということで、このことを、日本一ですので、内外に広くPRをできて、また美里町が明るくなっていけばいいなというふうに思っております。また、その際にはいろいろとご相談させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年ももうあと2週間を切りました。来たる年が美里町にとって、そして皆様にとりまして、素晴らしい年となりますようにご祈念申し上げまして、簡単ですが閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（中川政司君） それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、平成29年第4回美里町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録  
平成29年第4回定例会

平成29年12月発行

発行人 美里町議会議長 中川政司  
編集人 美里町議会事務局長 福島 繁  
作成 株式会社アクセス  
電話(096)372-1010

~~~~~  
美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電話(0964)46-2111